

令和 6 年 北秋田市議会 12 月定例会提出事件

番 号	事件番号	事 件 名
1	承認第 10 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 10 号 令和 6 年度北秋田市一般会計補正予算（第 7 号））
2	議案第 98 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
3	議案第 99 号	北秋田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
4	議案第 100 号	北秋田市ひとり親家庭入学祝金の支給に関する条例の制定について
5	議案第 101 号	令和 6 年度北秋田市一般会計補正予算（第 8 号）
6	議案第 102 号	令和 6 年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
7	議案第 103 号	令和 6 年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
8	議案第 104 号	令和 6 年度北秋田市病院事業会計補正予算（第 2 号）
9	議案第 105 号	令和 6 年度北秋田市水道事業会計補正予算（第 3 号）
10	議案第 106 号	令和 6 年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
11	議案第 107 号	市道路線の認定について（北中家下 4 号線ほか 1 路線）
12	議案第 108 号	秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について
13	議案第 109 号	あけぼの町町内会館の指定管理者の指定について
14	議案第 110 号	上小様自治会館の指定管理者の指定について
15	議案第 111 号	北秋田市妖精の森の指定管理者の指定について

令和 6 年北秋田市議会 12 月定例会 行政報告

北秋田市議会 12 月定例会が開催されるにあたり、8 月 23 日以降の主な事項及び今後予定している事項について報告いたします。

市長部局

総務部

<総務課関係>

10 月 8 日、女性職員を対象に、多様性のある社会における自身の役割を考えることを目的に、講師を招いてキャリアデザインワークショップを開催し、44 人の女性職員（会計年度任用職員を含む。）が受講しました。

10 月 20 日、高校卒程度一般行政及び消防吏員の第 1 次採用試験を行い、高校卒程度一般行政 12 人、消防吏員 15 人の合格者を 10 月 30 日付けで告示しました。また、第 2 次採用試験を 11 月 9 日に行い、11 月 20 日付けで高校卒程度一般行政 3 人の合格者と 2 人の補欠合格者、消防吏員は 5 人の合格者と 3 人の補欠合格者を告示しました。

11 月 1 日、職員採用試験（後期）の実施について告示しました。大学卒程度一般行政、建築、土木、保育士、看護師、社会人経験者（一般行政）の職種について、12 月 5 日までを募集期間とし、12 月 21 日に採用試験を行います。

11 月 2 日、文化会館において、北秋田市制施行 20 周年記念式典を開催しました。特別表彰、市内児童・生徒による「北秋田市の思い」発表などを行い、400 人の来賓や市民の皆様とともに節目を祝いました。

<総合政策課関係>

8 月 26 日、本市の D X 推進を図るため、北秋田市 D X 推進フェローを専門家 2 人に委嘱しました。今後は専門的な立場から様々な助言をいただき、本市の D X を推進してまいります。

9 月 16 日、東京都の青山学院大学青山キャンパスにおいて開催された第 31 回青山学院大学同窓祭（AOYAMA GREEN FESTIVAL2024）に、ふるさと大使である高橋克典さんが実行委員長を務めていたご縁から、本市も出展することとなり、多くの来場者に本市の P R を行

いました。

10月27日及び11月10日、東京都内において、首都圏ふるさと会の東京鷹巣会及び森吉会の総会及び懇親会が開催され、本市からの出席者と会員との交流や、特産品のPR等を行いました。

<内陸線再生支援室関係>

7月の大雨により路盤の崩壊、線路への土砂流入、倒木等の被害9件が発生した秋田内陸線の米内沢駅～萱草駅間においては、現在、2か所を除き復旧工事が完了しております。残る2か所については、1月末の完了を目指して復旧を進めてまいります。

8月24日及び9月29日、阿仁合駅の車両基地において車両基地特別撮影会が開催されました。全国から鉄道愛好家が訪れ、写真撮影を楽しむ姿が見られました。

9月16日、地域の特別な食を楽しむ観光列車「ごっつお玉手箱列車」が運行を開始しました。この観光列車は3月9日まで全9回の予定で運行します。

9月20日、秋田内陸線全線開業35周年記念事業の一環として、阿仁地区出身のMASA氏（吉本興業所属）が所属するパフォーマンスデュオ「GABEZ（ガベジ）」と沿線の小・中学校の協力による内陸線応援メッセージ映像を制作及び公開しました。この応援メッセージ映像は、新設された秋田内陸地域公共交通連携協議会YouTubeチャンネル「秋田内陸線LIVE」のほか、内陸線車内モニターや鷹巣駅などで常時公開されています。

9月28日及び10月6日、秋田の地酒を楽しむ「秋田内陸線きき酒列車」が運行され、多くの参加者に秋田の地酒を提供し、観光列車としての魅力を高めました。

9月28日に伏影地域、10月5日に根子地域、10月6日に比立内地域において、「社長といく里山さんぽ」が開催され、地域住民と参加者が駅からの散策やその地域の魅力、特産品を楽しむイベントが行われました。

10月2日、縄文小ヶ田駅前において、田んぼアートの稲刈りが行われました。地元の清鷹小学校5年生、比内支援学校たかのす校中学部の生徒、さらにANA、東北電力、NTT東日本秋田支店の社員が参加し、共同で稲刈り作業に取り組み、交流を深めました。また、沿線の他4か所においても、9月下旬から10月上旬まで田んぼアートの稲刈りが地域住民の協力により実施されました。

10月9日、仙北市田沢湖地区の大沼農村広場において、秋田内陸線を活用したスポーツ交流イベント「秋田内陸線グラウンド・ゴルフ交流大会」が開催されました。今年で16回目を迎えたこの大会には、北秋田市、仙北市、大館市、上小阿仁村、大仙市の9団体、個人86人が参加し、地域を超えた交流の場となりました。

10月26日、内陸線応援社員による「第2回秋田内陸線応援社員総会」が行われ、ファン拡大に向け、沿線や内陸線の魅力を発信することについて確認しました。

11月2日、仙北市西明寺駅周辺において、沿線を歩きながら健康増進を図るイベントとして、

「スマイルウォーク」が開催されました。

今後も秋田内陸線の持続的な運行に向けて、利用促進に努めてまいります。

財 務 部

<財政課関係>

令和6年8月1日から令和6年10月31日までの工事等発注状況（500万円以上）は、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表 ※500万円以上（消費税含む）			
令和6年8月1日～令和6年10月31日			
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
出先機関ルータ更新業務委託	R 6 . 8 . 1	5,077	(株)アイシーエス秋田支店
森吉地区防災行政無線子局撤去工事 (第2期)	R 6 . 8 . 2	11,220	秋田土建(株)
第3次北秋田市総合計画等策定支援 業務	R 6 . 8 . 30	15,244	(株)あきぎんリサーチ&コ ンサルティング
作業着（上下）	R 6 . 9 . 27	5,192	(株)モンベル
総務部 4件		36,733	
荒瀬川支障構造物撤去工事	R 6 . 8 . 2	10,450	古河林業緑化(株)
財務部 1件		10,450	
北秋田市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 素案策定業務委託	R 6 . 8 . 2	7,700	アジア航測(株)秋田営業所
阿仁庁舎外壁改修工事	R 6 . 8 . 23	23,628	(株)小坂工務店
戸籍システム機器更新業務委託	R 6 . 9 . 27	14,135	富士フイルムシステムサー ビス(株) 公共事業本部 東 北支店
空調設備更新工事	R 6 . 10 . 18	9,240	秋田土建(株)

工事等発注一覧表			
※500 万円以上（消費税含む）		令和 6 年 8 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
市民生活部 4 件		54,703	
旧鷹巣西児童館解体工事	R 6 . 8 . 2	19,800	朝日建設(株)
阿仁診療所医師住宅改築工事	R 6 . 10 . 7	33,000	朝日建設(株)
デジタルX線TVシステム透視装置 修繕	R 6 . 10 . 18	8,096	(株)大塚商店
健康福祉部 3 件		60,896	
農地・農業用施設災害査定設計書類 作成業務委託（その 2）	R 6 . 8 . 19	28,600	創和技術(株) 北秋田事務所
農地・農業用施設災害査定設計書類 作成業務委託（その 4）	R 6 . 8 . 19	12,980	(有)測土開発
農地・農業用施設災害査定設計書類 作成業務委託（その 5）	R 6 . 8 . 19	13,739	(有)測土開発
農地・農業用施設災害査定設計書類 作成業務委託（その 6）	R 6 . 8 . 19	13,530	(有)ダイワ技術
災害復旧事業査定設計書作成業務委 託（阿仁線 2 号箇所その 1・その 2・その 3）	R 6 . 8 . 19	16,610	奥羽測量設計(株) 北秋田営 業所
災害復旧事業査定設計書作成業務委 託（阿仁線 4 号箇所）	R 6 . 8 . 19	5,225	奥羽測量設計(株) 北秋田営 業所
災害復旧事業査定設計書作成業務委 託（中佐山線）	R 6 . 8 . 19	5,225	奥羽測量設計(株) 北秋田営 業所
災害復旧事業査定設計書作成業務委 託（小倉沢線 1 号箇所その 1・そ の 2）	R 6 . 8 . 19	5,555	奥羽測量設計(株) 北秋田営 業所
農地災害復旧工事（中田面地区）	R 6 . 8 . 21	8,360	朝日建設(株)
農地・農業用施設災害査定設計書類 作成業務委託（その 11）	R 6 . 9 . 18	19,250	(有)ダイワ技術
市有林等間伐事業（白畑沢）	R 6 . 9 . 20	24,420	山一林業（株）

工事等発注一覧表			
※500 万円以上（消費税含む）		令和 6 年 8 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
林道橋梁補修設計業務委託（小摩当線 4 号橋）	R 6 . 10 . 7	5,289	(株)フルテック 秋田支店
産業部 12 件		158,783	
北秋田市地域観光新発見事業業務委託	R 6 . 8 . 2	11,858	ANAあきんど（株） 秋田支店
伊勢堂岱遺跡園路舗装工事	R 6 . 8 . 23	18,150	(有) 丸栄建設
薬師山スキー場受電盤改修工事	R 6 . 9 . 5	6,204	(有) ナリタ電気
電圧降下抑制装置及び高調波フィルター複合設備復旧工事	R 6 . 9 . 9	16,443	(有) 保安産業
阿仁スキー場災害復旧工事（その①）	R 6 . 10 . 4	5,137	(株) 上杉組
阿仁スキー場災害復旧工事（その②）	R 6 . 10 . 4	10,780	(株) 佐藤庫組
道の駅たかのす調査測量委託	R 6 . 10 . 18	11,330	東邦技術（株） 秋北営業所
観光文化スポーツ部 7 件		79,902	
舗装維持工事（その他市道 中新田横渕線）	R 6 . 8 . 2	12,155	秋田土建（株）
舗装維持工事（1 級市道 中屋敷～大野岱線）	R 6 . 8 . 2	5,192	(株) 津谷組
測量設計業務委託（1 級市道 摩当鎌沢線）	R 6 . 8 . 2	10,670	技苑コンサル（株）
道路改良工事（その他市道 寄延沢線）	R 6 . 8 . 23	39,600	(株) 藤島組
東裏簡 2 団地「51 棟」1 棟 4 戸解体工事	R 6 . 8 . 23	17,270	秋田土建（株）

工事等発注一覧表			
※500 万円以上（消費税含む）		令和 6 年 8 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
災害復旧事業測量設計業務委託（その 1）	R 6 . 8 . 28	10,780	（有）ダイワ技術
災害復旧事業測量設計業務委託（その 2）	R 6 . 8 . 28	9,020	技苑コンサル（株）
災害復旧事業測量設計業務委託（その 3）	R 6 . 8 . 28	9,328	小川測量設計（株）
災害復旧事業測量設計業務委託（その 4）	R 6 . 8 . 28	9,130	技苑コンサル（株）
災害復旧事業測量設計業務委託（その 5）	R 6 . 9 . 3	35,200	日本工営（株） 北東北事務所
災害復旧事業測量設計業務委託（その 6）	R 6 . 9 . 3	10,065	奥山ボーリング（株）北秋田営業所
鷹巣浄化センター機器修繕	R 6 . 9 . 5	15,950	山岡工業(株)
橋梁補修工事（木畑沢橋）	R 6 . 9 . 5	41,580	(株)佐藤庫組
橋梁補修工事（桂瀬橋）	R 6 . 9 . 5	27,170	秋田土建（株）
道路維持工事（2 級市道 大印ノロ川線）	R 6 . 9 . 6	9,779	（有）千葉建設
橋梁補修工事（横湊橋）	R 6 . 9 . 20	38,500	(株)津谷組
長野岱団地外構工事	R 6 . 9 . 20	6,490	秋林工業（株）
排水維持工事（その他市道 田中 2 号線）	R 6 . 10 . 7	9,383	ほくよう建設（株）
（鷹巣）小型除雪車用草刈装置（ディスク式）	R 6 . 10 . 9	13,508	暁商工（株）
建設部 19 件		330,770	

工事等発注一覧表			
※500 万円以上（消費税含む）		令和 6 年 8 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日	
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
本部庁舎鉄塔撤去・サイレン移設工事	R 6 . 8 . 2	14,630	秋田土建(株)
消防本部 1 件		14,630	
阿仁学園駐車場等改修工事	R 6 . 8 . 2	72,490	秋田土建（株）
義務教育学校阿仁学園統合改修工事 (屋外運動場改修工事)	R 6 . 8 . 23	57,970	秋田土建（株）
北秋田市阿仁公民館照明設備 L E D 化事業	R 6 . 8 . 23	5,379	東京センチュリー(株) 東北 支店
鷹巣中特別教室等エアコン設置工事	R 6 . 9 . 20	23,672	(有)中嶋施設工業
森吉中特別教室等エアコン設置工事	R 6 . 9 . 20	20,108	日通プロパン鷹巣販売 (有)
合川中特別教室等エアコン設置工事	R 6 . 9 . 24	59,400	斎藤電機工業（株）
教育委員会 6 件		239,019	
第 50 回衆議院総選挙ポスター掲示場 設置・撤去業務委託	R 6 . 10 . 10	5,332	(有)碓谷建築
選挙管理委員会 1 件		5,332	
合計 58 件		991,218	

市民生活部

<生活環境課関係>

9 月 21 日から 30 日まで、秋の全国交通安全運動が実施されました。運動期間中には、交通指導隊による巡回広報や、関係機関による交通安全教室が行われました。また、25 日には、北欧の杜公園において北秋田地区集会を開催し、交通安全功労者に対し、表彰状が伝達されました。

9月29日及び11月17日、市民ふれあいプラザにおいて、秋田県との共催により「ジェンダーギャップ解消に向けたワークショップ」を開催しました。独立行政法人国立女性教育会館理事長萩原なつ子氏を講師にお招きし、市内の高校生も交え、性別によらない様々な年齢層の相互理解の重要性について理解を深めました。

10月1日、ごみの出し方や分別方法、ごみ収集カレンダーの情報をいつでも確認できるスマートフォン向け「北秋田ごみ分別アプリ」の配信を開始しました。

10月5日、森吉山ダム広報館前において、関係団体等の協力のもと山岳遭難防止啓発活動を実施しました。

10月11日から20日まで、全国地域安全運動が実施されました。運動初日には全国防犯功労者に対し表彰状が伝達されたほか、安全を祈願し出動式が行われました。運動期間中は防犯指導隊や関係団体による巡回広報などが行われました。

10月20日、秋の全市一斉のクリーンアップを開催しました。当日は天候にも恵まれ、各自治会・町内会から3,902人が参加し、美しいふるさとづくりにご協力いただきました。

同日、本庁舎と各総合窓口センターにおいて、家庭で使い終わった古着・古布・水銀製品と小型家電の秋季無料回収を実施しました。173人にご協力いただき、それぞれリユースとリサイクルを行いました。

11月10日、交流センターにおいて、秋田県及び関係機関等による「空き家相談会」を開催し、売却や解体等の相談8物件について助言等が行われました。

<市民課関係>

令和6年10月末現在の住民登録者数は27,929人（うち外国人211人）で、その内訳は、男13,178人（同34人）、女14,751人（同177人）、世帯数は13,394世帯（うち外国人を含む世帯199世帯）となっております。前年同期に比べ、住民登録者数が751人の減少、世帯数が122世帯の減少となっております。

マイナンバーカードについては、10月末現在の市民の保有枚数が22,890枚で、保有枚数の人口に占める割合は80.2%となっております。

国民健康保険については、令和6年10月末現在の被保険者数は5,449人、加入世帯数は3,993世帯で、前年同期に比べ被保険者数が363人の減少、加入世帯数が193世帯の減少となっております。

後期高齢者医療については、令和6年10月末現在の被保険者数は7,697人で、前年同期に比べ、68人の増加となっております。

健康福祉部

<福祉課関係>

8月23日、文化会館において北秋田市戦没者追悼式を開催し、関係者及び遺族代表等の参列のもと、戦後79年を経て改めて恒久平和を誓うとともに、本市関係戦没者1,700人余りの英霊の遺徳をしのび、黙とうと献花を捧げました。

給付金事業については、11月13日現在、令和6年度に新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となった477世帯（住民税課税者の扶養親族のみ世帯を除く。）を対象に、「低所得者世帯等給付金」として一世帯当たり10万円を給付したほか、同給付金対象世帯の児童49人を対象に、一人当たり5万円を給付する「子育て加算金」を給付しております。また、定額減税しきれないと見込まれる方へ減税不足分を補足給付する「調整給付金」を5,744人の納税義務者を対象に、総額2億2,839万円を給付しております。

<こども課関係>

10月1日、北秋田市LINE公式アカウントを開設しました。これによりユーザーが必要とし興味のある情報をプッシュ配信でお伝えすることが可能となりました。

10月4日、市民ふれあいプラザにおいて、「第37回県北地区集団療育訓練交流会」を開催しました。本市、大館市及び鹿角市の親子や関係者を含む104人が集い、子どもへの関わりについて理解を深めました。

10月19日、鷹巣体育館において行われた産業祭会場において、11月の児童虐待防止推進月間・DV防止推進月間にあわせ、相談窓口と児童虐待防止のPR活動を行いました。また、児童虐待・こどもの権利擁護を啓発する書籍の展示を、鷹巣図書館及び森吉図書館、合川公民館において11月末まで実施しております。

11月3日、文化会館において北秋田市制施行20周年記念事業「北秋田市子育て応援講演会」を開催しました。テレビ番組やラジオ等の多数のメディアで活躍中の「尾木ママ」こと教育評論家の尾木直樹氏を講師にお招きし、「尾木ママ流共感子育て～みんなでつくろう子どもが育つまち」と題した講演会に、市内外から400人以上が来場しました。

旧鷹巣西児童館の解体事業については、工事が完了し、完了後は坊沢公民館の駐車場として利用を予定しております。

<高齢福祉課関係>

北秋田市高齢者世帯等エアコン設置支援事業については、9月末で申請受付を終了し、162件の申請を受け付けました。

高齢者補聴器購入支援事業については、10月末の申請件数は37件となっております。

88歳の米寿を迎えられた方に市からお祝い品等を贈呈する「えらべる敬老お祝い事業」については、贈呈対象者347人のうち345人から申込みがあり、市内特産の工芸品などのお祝い品やお祝い金をお贈りし、長寿を祝いました。

福祉の雪事業については、10月から利用申請及び事業者の登録受付を開始し、降雪期に向けて準備を進めております。

介護保険については、10月末現在の要支援・要介護認定者数が2,702人（前年同月比76人減）で、このうちサービス受給者は2,255人（同116人減）、認定者数に対する受給率は83.5%（同1.8%減）となっております。

<医療健康課関係>

健康増進事業については、9月26日、51人の参加のもと「秋の中央公園ウオーク」を実施しました。10月19日及び20日の産業祭での健康づくりコーナーでは、野菜摂取度測定や骨密度測定などを実施し2日間で延べ570人の方に利用していただきました。

成人検診事業については、「秋の追加検診」として昨年度よりも追加検診日を1日増やし、10月20日及び21日、22日、26日に特定健診及びがん検診を実施しました。受診率向上のため、特定健診・後期高齢者健診の未受診者に対しては、ハガキによる受診勧奨、がん検診の未受診者に対しては、個別通知及び電話による受診勧奨を実施しました。集団健診は終了しましたが医療機関では12月末まで特定健診・後期高齢者健診が受診可能であるため今後も周知しながら受診者数の底上げを図ってまいります。

心の健康づくり事業については、9月18日、内陸線「心の絆号」を運行しました。列車内ではギター演奏による合唱や笑いヨガで交流し、角館では風情ある街並みを散策しながら参加者31人が心の絆を深めました。

9月4日から11月15日まで、市内中学校及び義務教育学校後期課程において、困難・ストレスへの対処方法を身に付けるため、児童・生徒のSOSの出し方に関する教育を実施しました。

介護予防事業については、「フレイル予防サポーター養成講座・フォローアップ講座」を新規参加者9人、フォローアップ7人参加のもと開催し、全4回のうち2回を終了しました。75歳以上を対象にしたフレイル健診は、今年度より前田・大阿仁地区でも実施し全10回中7回終了し、159人が参加しました。

食育推進事業については、10月9日、未入園の子どもと保護者4組8人を対象として地元生産者の協力のもとさつま芋ほり体験やさつま芋を使った簡単クッキングを行いました。農業体験を通して食に感謝する気持ちを育み、母子の交流の場となりました。

産 業 部

<農林課関係>

今年の水稲については、平年に比べ草丈が長く、倒伏した圃場が見られましたが、東北農政局によると、10月25日時点における県北の10アール当たりの予想収穫量は、前年同期比40キログラム増の572キログラム、作況指数が7ポイント高い103で「やや良」となりました。JA秋田たかのす管内の1等米比率は、10月31日現在、前年同期比17ポイント高い94%となりました。

青果物については、市の最重点振興作物であるきゅうりが、出荷量、販売額ともに前年を上回っております。

鳥獣被害対策については、11月8日現在の捕獲頭数が、前年同期比で、クマが307頭減の17頭、イノシシは7頭減の5頭、ニホンザルは10頭減の1頭、ニホンジカは3頭減の2頭となっており、今後も人身被害等の防止に関係団体と連携し対応してまいります。また、被害を未然に防止することを目的に実施している果樹木伐採補助金交付事業については、11月8日現在の申請件数74件、305本に対して、63件、233本の伐採が完了しております。

造林事業については、間伐業務1件、調査測量業務2件を委託しております。

林道橋長寿命化事業については、林道橋梁補修設計業務1件を委託しております。

林道点検診断・保全整備事業については、林道橋梁点検診断業務1件を委託しております。

7月に発生した農地・農業用施設災害については、40か所を補助事業の対象として11月11日から国の災害査定が始まっており、復旧工事を進めてまいります。一昨年、昨年に続き3年連続の被害で、生産者が営農意欲の減退を招かないよう災害復旧事業の受益者分担金の率を半分に引き下げ、農家支援を行っております。

林道施設災害については、7路線33か所を補助事業の対象に10月25日から災害査定が始まっております。

<産業政策課関係>

9月4日、秋田キャッスルホテルにおいて、秋田県・県内市町村と誘致企業との懇談会が行われ、立地から50年を経過した株式会社クラウン精密秋田工場が、永年立地表彰を受賞しました。

9月7日、市内ワイナリーを会場に、出会いの場の創出を目的とした婚活イベントを実施し、独身の男女10人がボードゲーム等を通じて交流しました。

9月26日、「市と市商工会の意見交換会」を開催し、地域経済発展のための要望書を基に意見交換を行いました。

10月4日、東京都中央区にある移住・交流情報ガーデンにおいて開催された「あきた県北合同移住交流フェア in Tokyo」及び10月5日、品川区天王洲アイルにあるWHAT CAFÉにおいて開催さ

れた「あきた移住・交流フェア」に出展し、移住希望者に支援制度の説明や仕事・住まいの相談を実施しました。

10月6日、国立市において「北×国プロジェクトオータムフェスタ 2024 in くにたち」を開催しました。きりたんぼ鍋作りには、秋田県出身者など多数の参加者があり、約60人が交流しました。

10月12日、あきた暮らし・交流拠点センターにおいて、地域の地場産業や伝統工芸を残すため、事業の継ぎ手や地域おこし協力隊の募集を中心とした事業承継イベントを開催しました。秋田八丈の継ぎ手となった地域おこし協力隊が、本市での暮らしやこれまでの経過、現在募集している事業などの概要説明などを行いました。

10月19日及び20日、鷹巣体育館において、第17回北秋田市産業祭を開催しました。「持続可能な未来へ 新たなチャレンジ！」をテーマとし、木材を使用した物作りコーナーや農産品の展示など、屋内外の71ブースにおいて事業所の商品紹介や物品販売、キッチンカーが出店し、延べ12,000人が来場しました。

11月2日から4日まで、友好交流都市国立市において開催された「第57回天下市と秋の市民まつり」に参加し、大勢の来客で賑う中、市の特産品や農産物の販売と観光PRを行いました。

観光文化スポーツ部

<観光課関係>

9月1日、四季美湖畔公園をメイン会場として、森吉四季美湖まつりが開催されました。アマチュアバンドコンテストやカヌー体験、ダム見学会及び堤体のぼりなど、多くの来場者を楽しんでいただきました。

9月8日、大太鼓の館において、第20回北秋田市たかのす太鼓まつりが開催され、市内団体による太鼓演奏の披露のほか、根子番楽と比立内獅子踊がゲスト出演し、それぞれ勇壮な演目を披露しました。最後には、綴子上町及び下町の両大太鼓保存会が合同演奏を披露するなど、県内外から訪れた多数の観客を勇壮な演奏で魅了しました。

9月22日及び23日、北欧の杜公園において、モンベル事業として地域事業者と連携した親子キャンプイベントを開催し、親子で一緒に学び楽しめるイベントの外、自然とのふれあいを楽しみながら防災意識の向上に繋がる機会となりました。

10月12日、森吉阿仁地区において、同じくモンベル事業としてサイクリングイベントを開催し、育成中のガイド3人と県内外からの参加者10人が、本市の紅葉や里山の風景を楽しむとともに、自主イベントの磨き上げに繋がる機会となりました。

今夏の落雷に起因する電気設備の故障により休業していた、森吉山阿仁スキー場のゴンドラ営

業については、仮復旧工事が完了し、10月1日から秋営業を再開しております。

安の滝については、林道と歩道の工事が完了し、10月18日から通行止め解除となっております。

紅葉時期の森吉山阿仁ゴンドラの利用客数はのべ7,449人となっており、昨年に比べて1,216人の増となっております。また、太平湖遊覧船の利用者はのべ1,930人で、昨年に比べて799人の増となっております。なお、10月末をもって今年度の営業を終了しております。

10月19日から11月4日まで、くまぐま園ハロウィンイベントを開催し、ヒグマのもぐもぐタイム及びフォトコンテストを行いました。このイベントによる入園者数は1,488人となっており、11月4日をもって今年度の営業は終了しております。

10月26日、第32回米代川花火大会が開催されました。今年は人手不足等から開催が危ぶまれましたが、米代川花火大会実行委員会若手部会が中心となり、秋の開催となりました。観覧席には多くの家族連れが訪れ、秋の夜空にきらめく光の宴に多数のお客様が酔いしれました。

<文化スポーツ課関係>

文化振興事業については、8月25日、文化会館において「第13回ファルコン民謡祭」を開催し、35人が出演し、437人の皆様にご来場いただきました。

9月7日、文化会館において市制施行20周年記念事業「真打ち競演」の公開収録を開催し、約320人の皆様に漫談や古典落語などをご堪能いただきました。

9月8日、阿仁合駅前において「三角屋根の駅舎絆コンサート」を開催し、浜辺の歌音楽館少女合唱団が、駅舎利用者に爽やかな歌声を届けました。

9月14日及び15日、文化会館において「ファルコンシネマ」を開催し、市制施行20周年記念事業として「君たちはどう生きるか」を上映しました。

9月29日、浜辺の歌音楽館において「みんなのフリーコンサート」を開催し、市内外から11組の皆様にご出演いただき、ピアノ、ギター、ライアー演奏などが披露されました。また、10月5日、「浜辺の歌音楽館第101回定期演奏会」を開催し、トランペット・フルート・ピアノの組み合わせのアンサンブルで、世界の名曲を楽しんでいただきました。

10月26日から28日まで、「令和6年度北秋田市文化祭」を開催し、作品展示は市民ふれあいプラザ（来場者延べ3,221人、作品数1,072点）を、ステージ発表は文化会館（来場者延べ1,708人、出演47団体）を会場に賑わいました。特別公演では、「なまはげ太鼓男鹿っ鼓」と鹿角市出身のシンガー「奈良姉妹」にご出演いただき、大変なご好評をいただきました。また、市内全保育園等の協力により、園児の手形で作った大型の「市制20周年記念手形アート」を展示し、多くの皆様にお立ち寄りいただきました。

10月29日、米内沢の龍淵寺において、「成田為三墓前演奏会」を開催し、ご焼香するとともに、成田為三作品の歌声を墓前に捧げました。

11月3日、文化会館において、市制施行20周年記念事業「第17回浜辺の歌音楽祭」を開催し、450人が出演し、延べ950人の皆様にご来場いただきました。市内の小中学生や一般団体の歌声のご披露と、特別公演として、元劇団四季の友石竜也氏にご出演いただき、市内の子ども達とコラボしたステージを繰り広げていただきました。

世界遺産事業については、9月14日、伊勢堂岱遺跡において「第22回北秋田市縄文まつり」を開催し、土器・土偶づくり体験活動及びコンサート、特別に環状列石Aの内部に入れる抽選会などを行い、これまでで最も多い2,045人の来場者で賑わいました。

スポーツ振興事業については、市制施行20周年記念事業の一環として、11月16日、鷹巣体育館において「子供向けの運動能力向上教室」を開催しました。年中以上の園児及び小学3年生以下の児童と、その保護者を対象とした教室で、ブラウブリッツ秋田から講師を招き、効率よく運動能力を向上させる運動や遊びを体験しました。

11月17日、鷹巣体育館において、野球のスポーツ少年団と中学生を対象とした投球障害予防教室を開催しました。秋田大学医学部から講師を招き、参加者は肘などに異常がないか検査を受けたほか、自身の投球フォームを映像で確認しながら、正しい投げ方を学びました。

11月23日、鷹巣体育館において小学生を対象としたサッカー教室を開催しました。ブラウブリッツ秋田から講師として選手とトレーナーを招き、プロ選手からの直接指導を受ける貴重な体験をしていただきました。

建設部

<建設課関係>

令和6年8月1日から令和6年10月31日までの道路関係工事等発注及び完成状況については、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表	
工事名又は業務名等	
排水維持工事（その他市道 田中2号線）	道路維持工事（2級市道 大印ノロ川線）
道路等維持事業 2件	
道路改良工事（その他市道 寄延沢線）	
道路新設改良事業 1件	
橋梁補修工事（桂瀬橋）	橋梁補修工事（木畑沢橋）
橋梁補修工事（横刈橋）	

道路メンテナンス事業 3件	
災害復旧事業測量設計業務委託（その1）	災害復旧事業測量設計業務委託（その2）
災害復旧事業測量設計業務委託（その3）	災害復旧事業測量設計業務委託（その4）
災害復旧事業測量設計業務委託（その5）	災害復旧事業測量設計業務委託（その6）
道路災害復旧工事 （その他市道 羽根川根森田線）	道路災害復旧工事（その他市道 根森田下線）
道路災害復旧工事 （その他市道 荒瀬萱草線）	
公共土木施設災害復旧事業 9件	
南鷹巣団地屋根防水工事	
公営住宅管理事業 1件	
鳥屋岱・明田団地集約建設実施設計業務委託	長野岱団地外構工事
東裏簡2団地解体工事	
公営住宅整備事業 3件	

工事等完成一覧表	
工事名又は業務名等	
排水維持工事（その他市道 石の巻線）	排水維持工事（2級市道 大印ノロ川線）
舗装維持工事（1級市道 大野岱線）	舗装維持工事（2級市道 堂ヶ岱～藤株線）
舗装維持工事（1級市道 太田～糠沢線）	舗装維持工事（1級市道 七日市～松沢線）
舗装維持工事（その他市道 合地～昭和線）	舗装維持工事（1級市道 中屋敷～大野岱線）
舗装維持工事（その他市道 小森摩当線）	舗装維持工事（その他市道 中新田横渕線）
舗装維持工事 （その他市道 根森田3号線ほか）	舗装維持工事（1級市道 東裏線）
舗装維持工事（1級市道 大野台線）	
道路等維持事業 13件	
道路改良工事 （その他市道 深関沢1号線ほか）	
道路新設改良事業 1件	
舗装補修工事（1級市道 坊沢～大向線）	
防災・安全交付金事業 1件	
橋梁補修詳細設計業務委託（鉄道交差橋）	ロックシェッド補修工事

	(荒瀬川ロックシェッド)
道路メンテナンス事業 2件	
河川災害復旧工事 (準用河川 小摩当川 右岸)	道路災害復旧工事 (その他市道 小阿仁線 その1)
道路災害復旧工事 (1級市道 高校線)	道路災害復旧工事 (その他市道 小阿仁線 その2)
公共土木施設災害復旧事業 4件	
ロッキング遊具改修工事 (中央公園、ドリームワールド)	米代児童公園屋外時計取替工事
公園管理事業 2件	
松ヶ丘団地屋根葺替え工事	松山町団地屋根葺替え工事
南鷹巣団地屋根防水工事	
公営住宅管理事業 3件	
鳥屋岱・明田団地集約建設基本設計業務委託	
公営住宅整備事業 1件	

令和6年8月1日から令和6年10月31日までの住宅リフォーム支援事業「北秋田市住まいる応援事業」については、71件の申込みをいただいております。

<上下水道課関係>

令和6年8月1日から令和6年10月31日までの建設改良事業の発注状況については、下記のとおりとなっております。

工事等完成一覧表	
工事名又は業務名等	
綴子地区配水管移設補償工事实施設業務委託	西屋敷地区配水管布設工事 (西屋敷工区)
中村地区老朽管更新工事	
水道事業 3件	

水道料金の検討については、10月16日、第1回水道料金審議会を開催しており、今後、数回の審議を重ね、来年の答申を予定しております。

水道の新規加入申込については、10月31日現在、27件の申請があり、完成検査を終えたお客様には、順次利用いただいております。

消防本部

<常備消防関係>

8月から10月までの火災発生状況及び消防活動については、火災は建物火災が1件、その他火災が1件発生しております。焼損棟数は住家のぼやが1棟となっております。人的被害は発生していません。

救急出場件数は453件で、急病が最も多く322件となっております。

救急救命士が行った医療処置は、血管確保が20件、薬剤投与が9件となっております。

ドクターヘリ要請は、施設間搬送が6件、現場要請が1件、覚知要請1件の計8件に出場しております。

救助出場は11件で、交通事故が8件、阿仁川での水難事故、労働災害、救急支援が各1件となっております。

9月8日、米内沢地区において秋田県消防協会大館北秋田支部防災訓練が行われました。訓練には防災関係機関及び地域住民が参加し、災害時における各自の行動や避難所設営など、各関係機関との連携強化や市民への防災意識の高揚を図りました。

10月1日、大館能代空港において、令和6年度大館能代空港消火救難総合演習が行われ、本消防本部のほか隣接する県北地区消防本部及び空港管理事務所職員が参加し、航空機事故を想定した消火救難活動や各関係機関の初動体制、安全管理について再確認を行いました。

11月2日及び3日、秋田市において緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練が開催され、本消防本部救急隊が災害活動時における技術の向上及び連携活動能力の強化を図りました。

11月3日から9日まで、秋の火災予防運動を実施しました。11月9日には、市内4地区において初期消火や応急救護、避難行動要領の確認や防災講話を行っております。

11月10日、ケーズデンキ鷹巣店において、住宅用火災警報器の設置や維持管理について啓発を行うとともに無線連動型住宅用火災警報器の普及に向けた購入費補助金の説明会を行っております。

<非常備消防関係>

消防団器具置場新築工事については、合川駅前地区に建設していた消防団器具置場が10月4日に完成し、運用を開始しております。

また、防火水槽設置工事についても、堂ヶ岱地区への新設工事が完了し、水利整備の拡充を図っております。

秋の火災予防運動については、火災予防週間初日の11月3日に市内各地区において消防団車両による合同巡回を行い、火災予防の啓発を図りました。また、週間最終日の11月9日には阿仁笑

内地区において消防団員及び地域住民が参加した防災訓練を実施し、防災意識の向上に努めました。

教育委員会

<教育総務課関係>

9月9日から10月5日まで、あきたリフレッシュ学園生と共に活動する生活改善型教育留学として東京都の小学生1人を受け入れました。

各中学校の特別教室等エアコン設置並びに義務教育学校阿仁学園グラウンド改修及び駐車場整備を行っております。

10月1日、鷹巣北部学校給食センターから鷹巣中学校に提供した学校給食に約3～5ミリメートルの針金を丸めたような異物が混入した事故が発生しました。この異物についての混入原因は判明しておりません。

10月31日、第2回総合教育会議を開催し、今年度の事業の実施状況や成果を確認するとともに、これから実施する事業について意見交換が行われました。

11月13日及び19日、市の誘致企業であり七日市地区に養豚場を有するポークランドグループから無償で提供いただいた豚肉を学校給食で提供しました。

<学校教育課関係>

9月7日、令和6年度第20回北秋田市発明工夫展表彰式を行い、応募作品110点の中から市長賞、議長賞をはじめとする特別賞6点、金賞8点、銀賞16点を表彰しました。このうち、市長賞の作品は秋田県発明展で発明協会会長奨励賞を受賞し、「全日本学生児童発明くふう展」への出展に推薦されました。

9月10日に小学校及び義務教育学校前期課程と特別支援教育、9月18日に中学校及び義務教育学校後期課程の授業研究会が市内各校で開催され、教員の授業力向上と授業改善を目的とした授業提示と研究協議を行いました。

10月12日、北秋田市・上小阿仁村児童生徒理科・社会科研究発表会が行われ、理科発表に24題、社会科発表に25題の申込みがあり、当日は40人の児童が発表しました。また、関連事業として秋田大学の協力により「おもしろ理科実験教室」を開催しました。

10月16日、湯沢市学校教育環境適正化検討委員会及び湯沢市教育委員会、21日及び22日、福島県二本松市教育委員会及び学校代表の視察団が、本市のふるさと教育や義務教育学校の運営、小・中学校連携の在り方について教育視察に訪れました。

<生涯学習課関係>

10月15日、市民ふれあいプラザにおいて、花いっぱい運動推進協議会による「令和6年度北秋田市花だんコンクール表彰式」が行われ、市長賞、市議会議長賞、教育長賞など13団体、3個人が表彰されました。

10月20日、根子番楽伝承館において根子番楽特別公演が行われ、「口上」ほか9演目が披露されました。集まった約100人の観客からは、演目毎に惜しめない拍手が送られました。

10月24日から12月1日まで、市内図書館及び公民館図書室において、「きたあきた読書まつり」を開催し、貸出冊数の増や貸出期間の延長、古くなった本を無料提供したほか、期間中に本を借りた方に市制20周年記念木製しおりをプレゼントしました。なお、11月7日からは、文化会館において、読書感想画コンクール受賞作品を展示しております。

承認第 10 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 10 号 令和 6 年度北秋田市一般会計補正予算（第 7 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第 10 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

1 令和6年度北秋田市一般会計補正予算（第7号）

令和6年10月9日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第 10 号

令和 6 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度北秋田市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 4, 0 3 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7, 0 5 4, 4 6 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 0 月 9 日 専決

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,748,448	24,037	1,772,485
	3 県委託金	84,273	24,037	108,310
歳入合計		27,030,432	24,037	27,054,469

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,015,224	24,037	3,039,261
	4 選挙費	52,535	24,037	76,572
歳出合計		27,030,432	24,037	27,054,469

令和6年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	1,748,448	24,037	1,772,485
歳入合計	27,030,432	24,037	27,054,469

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総 務 費	3,015,224	24,037	3,039,261	24,037				
歳 出 合 計	27,030,432	24,037	27,054,469	24,037				

2歳入

16款 県支出金

3項 県委託金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費委託金	64,646	24,037	88,683	4. 選挙費委託金	24,037	衆議院議員総選挙事務委託金 24,037
計	84,273	24,037	108,310			
歳入合計	27,030,432	24,037	27,054,469			

3 歳 出
2 款 総務費

4 項 選挙費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明							
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額								
				国県支出金	地方債	その他											
6. 衆議院議員 総選挙費	0	24, 037	24, 037	24, 037				1. 報酬	12, 476	非常勤職員報酬 10, 743 会計年度任用職員報酬 1, 733							
								3. 職員手当等	500	時間外勤務手当 500							
								7. 報償費	176	謝礼 176							
								8. 旅費	111	費用弁償 91 職員旅費 20							
								10. 需用費	658	消耗品費 380 燃料費 58 食糧費 38 印刷製本費 162 修繕料 20							
								11. 役務費	2, 450	通信運搬費 2, 387 手数料 40 保険料 23							
								12. 委託料	7, 449	ポスター掲示場設置・撤去委託 5, 420 期日前投票システムサポート委託 317 開票集計システムバージョンアップ委託 312 読取り分類機点検設定立会委託 473 投票用紙計数機点検委託 88 選挙啓発看板設置撤去委託 550 選挙公報梱包・配送・受付委託 74 投票所受付委託 27 投票所（森吉地区）準備委託 36 開票所（鷹巣体育館）準備・撤去委託 135 開票所電気保安業務委託 17							
								13. 使用料及び 賃借料	217	施設・建物等使用料 217							
								計	52, 535	24, 037	76, 572	24, 037					
								歳出合計	27, 030, 432	24, 037	27, 054, 469	24, 037					

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

		職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 年間支給率 3.225ヵ月分 (千円)	地域手当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3	0	25,560	7,901	0	153	86	33,700	13,316	47,016	その他の手当内訳 通勤手当 86 千円
	議 員	17	62,472	0	19,308	0	0	0	81,780	18,166	99,946	
	その他の 特 別 職	1,686	87,231	0	0	0	0	0	87,231	40	87,271	
	計	1,706	149,703	25,560	27,209	0	153	86	202,711	31,522	234,233	
補正前	長 等	3	0	25,560	7,901	0	153	86	33,700	13,316	47,016	
	議 員	17	62,472	0	19,308	0	0	0	81,780	18,166	99,946	
	その他の 特 別 職	1,586	76,488	0	0	0	0	0	76,488	40	76,528	
	計	1,606	138,960	25,560	27,209	0	153	86	191,968	31,522	223,490	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特 別 職	100	10,743	0	0	0	0	0	10,743	0	10,743	
	計	100	10,743	0	0	0	0	0	10,743	0	10,743	

２．一般職

（１）総括

（単位：千円）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(462) 441	461,917	1,609,114	1,131,956	3,202,987	748,321	3,951,308	常勤職員 407人
補 正 前	(450) 441	460,184	1,609,114	1,131,456	3,200,754	748,321	3,949,075	
比 較	(12) 0	1,733	0	500	2,233	0	2,233	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	46,290	763	21,137	28,991	9,888	112,303	168	2,664	8,200
	補 正 前	46,290	763	21,137	28,991	9,888	111,803	168	2,664	8,200
	比 較	0	0	0	0	0	500	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	23,082	41,687	418,207	359,267	25,574	33,735	0		
	補 正 前	23,082	41,687	418,207	359,267	25,574	33,735	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考１ この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２ （ ）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(11) 407	0	1,522,671	960,123	2,482,794	689,890	3,172,684	
補 正 前	(11) 407	0	1,522,671	959,623	2,482,294	689,890	3,172,184	
比 較	(0) 0	0	0	500	500	0	500	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	46,290	763	21,137	27,529	9,888	95,652	22	2,664	8,200
	補 正 前	46,290	763	21,137	27,529	9,888	95,152	22	2,664	8,200
	比 較	0	0	0	0	0	500	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	22,998	41,687	336,228	289,216	25,574	32,275	0		
	補 正 前	22,998	41,687	336,228	289,216	25,574	32,275	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	22,998	41,687	336,228	289,216	25,574	32,275	0		
	補 正 前	22,998	41,687	336,228	289,216	25,574	32,275	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(451) 34	461,917	86,443	171,833	720,193	58,431	778,624	
補 正 前	(439) 34	460,184	86,443	171,833	718,460	58,431	776,891	
比 較	(12) 0	1,733	0	0	1,733	0	1,733	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	1,462	0	16,651	146	0	0
	補 正 前	0	0	0	1,462	0	16,651	146	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	84	0	81,979	70,051	0	1,460	0		
	補 正 前	84	0	81,979	70,051	0	1,460	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の
一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	0
				会計年度任用職員分	0
職員手当等	500	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	500	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	500
				会計年度任用職員分	0

議案第 98 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年12月 5 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第68号）により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(北秋田市情報公開条例の一部改正)

第1条 北秋田市情報公開条例（平成17年北秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(北秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 北秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年北秋田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項並びに附則第3条第9項及び第10項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(北秋田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第25条第3号及び第4号並びに第26条第1項第1号及び第4項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(北秋田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 北秋田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年北秋田市条例第222号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のも

のに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（北秋田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の北秋田市一般職の職員の給与に関する条例第26条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第4項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(資料) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第1条関係】 北秋田市情報公開条例（平成17年北秋田市条例第15号）の一部改正

改正後	改正前
第37条 第23条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁</u> <u>刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)	第37条 第23条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> <u>刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)

(資料) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第2条関係】 北秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年北秋田市条例第1号）の一部改正

改正後	改正前
第26条 第11条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略) 附 則 (北秋田市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 (略) 2～8 (略) 9 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（行政情報（旧条例第2条第6号に規定する行政情報をいう。以下同じ。）に記録されている旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の当該旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 10 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた行政情報に記録されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 11～14 (略)	第26条 第11条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略) 附 則 (北秋田市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 (略) 2～8 (略) 9 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（行政情報（旧条例第2条第6号に規定する行政情報をいう。以下同じ。）に記録されている旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の当該旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 10 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた行政情報に記録されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 11～14 (略)

(資料) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第3条関係】 北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）の一部改正

改正後	改正前
(期末手当) 第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第26条 任命権者は、支給日に期末手当を受けることとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2・3 (略) 4 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕され	(期末手当) 第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第26条 任命権者は、支給日に期末手当を受けることとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2・3 (略) 4 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕され

改正後	改正前
ているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 5～8 (略)	ているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 5～8 (略)

(資料) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

【第4条関係】 北秋田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年北秋田市条例第222号）の一部改正

改正後	改正前
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) (略)	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) (略)

議案第 99 号

北秋田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

北秋田市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年12月 5 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

市税等における督促手数料を廃止することにより、徴収に係る事務の効率化を図るため、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市市税条例等の一部を改正する条例

(北秋田市市税条例の一部改正)

第 1 条 北秋田市市税条例（平成 17 年北秋田市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、」を削る。

第 21 条及び第 22 条を次のように改める。

第 21 条及び第 22 条 削除

(北秋田市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正)

第 2 条 北秋田市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「督促手数料」を「督促」に改める。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 6 条中「前 2 条」を「前条」に改める。

(北秋田市介護保険条例の一部改正)

第 3 条 北秋田市介護保険条例（平成 17 年北秋田市条例第 119 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を次のように改める。

第 10 条 削除

(北秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 4 条 北秋田市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年北秋田市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削除

(北秋田市下水道条例の一部改正)

第 5 条 北秋田市下水道条例（平成 17 年北秋田市条例第 208 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「北秋田市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」を「北秋田市諸収入金に係る督促及び延滞

金の徴収に関する条例」に改め、「第４条及び」を削り、「督促手数料及び延滞金は」を「延滞金は」に改める。

（北秋田市下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部改正）

第６条 北秋田市下水道事業受益者負担金等徴収条例（平成１７年北秋田市条例第２０９号）の一部を次のように改正する。

第１２条第２項を削る。

第１３条第２項中「北秋田市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」を「北秋田市諸収入金に係る督促及び延滞金の徴収に関する条例」に改める。

（北秋田市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第７条 北秋田市農業集落排水処理施設条例（平成１７年北秋田市条例第２１０号）の一部を次のように改正する。

第１５条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「北秋田市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」を「北秋田市諸収入金に係る督促及び延滞金の徴収に関する条例」に改め、「第４条及び」を削り、「督促手数料及び延滞金は」を「延滞金は」に改める。

（北秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正）

第８条 北秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成１７年北秋田市条例第２１１号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「督促手数料及び延滞金は」を「延滞金は」に、「北秋田市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」を「北秋田市諸収入金に係る督促及び延滞金の徴収に関する条例」に改める。

（北秋田市阿仁戸別浄化槽の整備に関する条例の一部改正）

第９条 北秋田市阿仁戸別浄化槽の整備に関する条例（平成１７年北秋田市条例第２１２号）の一部を次のように改正する。

第１１条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「北秋田市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」を「北秋田市諸収入金に係る督促及び延滞金の徴収に関する条例」に改め、「第４条及び」を削り、「督促手数料及び延滞金は」を「延滞金は」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北秋田市市税条例、北秋田市諸収入金に係る督促及び延滞金の徴収に関する条例、北秋田市介護保険条例、北秋田市後期高齢者医療に関する条例、北秋田市下水道条例、北秋田市下水道事業受益者負担金等徴収条例、北秋田市農業集落排水処理施設条例、北秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例及び北秋田市阿仁戸別浄化槽の整備に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に賦課し、又は発生した市税及び諸収入金について適用し、同日前に賦課し、又は発生した市税及び諸収入金については、なお従前の例による。

(資料) 北秋田市市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条関係】北秋田市市税条例（平成17年北秋田市条例第62号）の一部改正

改正後	改正前
(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)・(4) (略) <u>第21条及び第22条 削除</u>	(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)・(4) (略) <u>(督促手数料)</u> <u>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u> <u>第22条 削除</u>

(資料) 北秋田市市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第2条関係】北秋田市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年北秋田市条例第71号）の一部改正

改正後	改正前
北秋田市諸収入金に係る<u>督促</u>及び延滞金の徴収に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定に基づき、<u>督促</u>及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>第4条 削除</u> (延滞金の徴収免除) 第6条 諸収入金を督促状の指定期限までに完納したときは、<u>前条</u>の規定にかかわらず、延滞金は徴収しない。	北秋田市諸収入金に係る<u>督促手数料</u>及び延滞金の徴収に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定に基づき、<u>督促手数料</u>及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 (督促手数料) <u>第4条 前条の規定により督促状を発したときは、督促手数料を徴収する。</u> <u>2 前項の督促手数料の額は、督促状1通について100円とする。</u> (延滞金の徴収免除) 第6条 諸収入金を督促状の指定期限までに完納したときは、<u>前2条</u>の規定にかかわらず、延滞金は徴収しない。

(資料) 北秋田市市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第3条関係】 北秋田市介護保険条例（平成17年北秋田市条例第119号）の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
第10条 削除	<u>（保険料の督促手数料）</u> 第10条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。

(資料) 北秋田市市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第4条関係】 北秋田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年北秋田市条例第12号）の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
第5条 削除	<u>（保険料の督促手数料）</u> 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。

(資料) 北秋田市市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第5条関係】北秋田市下水道条例（平成17年北秋田市条例第208号）の一部改正

改正後	改正前
(<u> </u> 延滞金の不徴収) 第17条 前条の規定に基づく使用料の徴収については、 <u>北秋田市諸収入金に係る督促及び延滞金の徴収に関する条例</u> <u> </u> （平成17年北秋田市条例第71号） <u> </u> 第5条の規定にかかわらず、 <u>延滞金</u> は <u> </u> 徴収しない。	(<u>督促手数料及び延滞金の不徴収</u>) 第17条 前条の規定に基づく使用料の徴収については、 <u>北秋田市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例</u> （平成17年北秋田市条例第71号） <u>第4条及び第5条</u> の規定にかかわらず、 <u>督促手数料及び延滞金</u> は徴収しない。

(資料) 北秋田市市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第6条関係】北秋田市下水道事業受益者負担金等徴収条例（平成17年北秋田市条例第209号）の一部改正

改正後	改正前
(督促) 第12条 (略)	(督促) 第12条 (略) <u>2 督促状を発行した場合の督促手数料は、北秋田市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年北秋田市条例第71号）の定めるところによる。</u>
(延滞金) 第13条 (略) 2 延滞金については、北秋田市諸収入金に係る督促及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年北秋田市条例第71号）の定めるところによる。この場合において、同条例第5条第1項中「納期限後」とあるのは「納期限（徴収の猶予があったときは、当該猶予した期間の末日。以下この条において同じ。）後」と、同項及び附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」とする。	(延滞金) 第13条 (略) 2 延滞金については、北秋田市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年北秋田市条例第71号）の定めるところによる。この場合において、同条例第5条第1項中「納期限後」とあるのは「納期限（徴収の猶予があったときは、当該猶予した期間の末日。以下この条において同じ。）後」と、同項及び附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」とする。

(資料) 北秋田市市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第7条関係】北秋田市農業集落排水処理施設条例（平成17年北秋田市条例第210号）の一部改正

改正後	改正前
(<u> </u>延滞金の不徴収) 第15条 第13条の規定に基づく使用料の徴収については、<u>北秋田市諸収入金に係る督促及び延滞金の徴収に関する条例</u> <u> </u>（平成17年北秋田市条例第71号）<u> </u>第5条の規定にかかわらず、<u>延滞金は</u><u> </u>徴収しない。	(<u>督促手数料及び延滞金の不徴収</u>) 第15条 第13条の規定に基づく使用料の徴収については、<u>北秋田市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例</u>（平成17年北秋田市条例第71号）<u>第4条及び第5条</u>の規定にかかわらず、<u>督促手数料及び延滞金は</u>徴収しない。

(資料) 北秋田市市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第8条関係】北秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年北秋田市条例第211号）の一部改正

改正後	改正前
(<u> </u> 延滞金) 第5条 <u>延滞金は </u> 、北秋田市諸収入金に係る督促及び延滞金の徴収に関する条例 （平成17年北秋田市条例第71号）の定めるところによる。	(<u>督促手数料及び延滞金</u>) 第5条 <u>督促手数料及び延滞金は</u> 、北秋田市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年北秋田市条例第71号）の定めるところによる。

(資料) 北秋田市市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

【第9条関係】北秋田市阿仁戸別浄化槽の整備に関する条例（平成17年北秋田市条例第212号）の一部改正

改正後	改正前
(<u> </u> 延滞金の不徴収) 第11条 前条の規定に基づく使用料の徴収については、 <u>北秋田市諸収入金に係る督促及び延滞金の徴収に関する条例</u> <u> </u> （平成17年北秋田市条例第71号） <u> </u> 第5条の規定にかかわらず、 <u>延滞金</u> は <u> </u> 徴収しない。	(<u>督促手数料及び延滞金の不徴収</u>) 第11条 前条の規定に基づく使用料の徴収については、 <u>北秋田市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例</u> （平成17年北秋田市条例第71号） <u>第4条及び第5条</u> の規定にかかわらず、 <u>督促手数料及び延滞金</u> は徴収しない。

議案第 99 号資料

北秋田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1. 趣旨

督促手数料を廃止することにより、督促手数料の徴収に係る業務量の縮減を図るとともに、当該事務に要する時間を市税等の徴収事務に充てることで、徴収に係る事務の効率化と収納率の向上を図る。

2. 督促手数料の現状について

督促手数料は、金融機関を含む納税窓口において納付書に手書きで督促手数料 100 円を加えた形で徴収していたが、令和 5 年度から「地方税統一 QR コード」が導入され、納付窓口での納付書への手書き訂正ができなくなった。

督促状の発送時に督促手数料を加えた新たな納付書を発行しているが、当初に発送した手持ちの納付書で納付するケースや手持ちの納付書と新たに発行した納付書との二重納付も多くみられ、納付確認後に再度督促手数料 100 円のみ納付書を発送するケースや二重納付による過誤納が増えており、それに伴う還付事務が増えている。また納税者や金融機関からの問い合わせも多く、その対応に時間がさかれている状況にある。

3. 督促手数料を廃止することで得られる効果

- (1) コンビニエンスストアでの納付は納期限を過ぎると当初の納付書が使用できなかったが、取扱期限が延長されるため、当初送付した納付書での納付が可能となる。
- (2) 「地方税統一 QR コード」導入により、金融機関窓口における督促手数料の手書き修正ができなくなったことに対応できる。
- (3) 督促手数料のみの納付書の発行事務、苦情・問い合わせへの対応、二重納付の還付事務等が縮減でき、縮減された時間をより丁寧な市民対応や徴収事務に充てることができる。

4. 税以外の公金収納について

令和 8 年度には市税以外の公金収納についても「地方税統一 QR コード」の導入が予定されており、市税と同様の取扱いが見込まれることから、督促手数料を廃止する。

5. 督促手数料廃止に当たり改正が必要な条例

- ①北秋田市市税条例、②北秋田市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例、③北秋田市介護保険条例、④北秋田市後期高齢者医療に関する条例、⑤北秋田市下水道条例、⑥北秋田市下水道事業受益者負担金等徴収条例、⑦北秋田市農業集落排水処理施設条例、⑧北秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例、⑨北秋田市阿仁戸別浄化槽の整備に関する条例

議案第100号

北秋田市ひとり親家庭入学祝金の支給に関する条例の制定について

北秋田市ひとり親家庭入学祝金の支給に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月5日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

ひとり親家庭入学祝金の支給に関する要件等を見直すため、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市ひとり親家庭入学祝金の支給に関する条例

北秋田市ひとり親家庭入学祝金の支給に関する条例（平成17年北秋田市条例第84号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、小学校、中学校及び高等学校等に入学する児童を養育するひとり親家庭に対し、経済的支援を行うことにより、児童の健全な育成の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育している家庭をいう。

- （1） 父母が婚姻を解消した児童
- （2） 父又は母が死亡している児童
- （3） 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- （4） 父又は母の生死が明らかでない児童
- （5） 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- （6） 父又は母が日常生活において常時の介護を必要とする重度の障害の状態となった児童
- （7） その他前各号に準ずる状態にあると市長が認めた児童

2 前項に規定するひとり親家庭において、当該児童を養育している父又は母が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は、ひとり親家庭としな

（支給対象者）

第3条 ひとり親家庭入学祝金（以下「入学祝金」という。）の支給対象者は、毎年度4月1日において、北秋田市に住所を有するひとり親家庭の父若しくは母又は当該児童を養育している者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親を除く。）であって、当該年度に次に掲げる学校へ入学する児童を養育している者とする。

- （1） 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）

(2) 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）

(3) 高等学校等（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校を含む。）

2 入学祝金の支給は、当該児童1人につき前項各号に掲げる区分ごとにそれぞれ1回限りとする。

（入学祝金の額）

第4条 入学祝金の額は、児童1人につき2万円とする。ただし、前条第1項第3号に掲げる場合は、児童1人につき5万円とする。

（申請及び支給の決定）

第5条 第3条に規定する支給対象者が入学祝金の支給を受けようとするときは、市長に申請し、支給の決定を受けなければならない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、申請者にその旨通知するものとする。

（入学祝金の返還）

第6条 市長は、受給者が偽りその他不正の手段により入学祝金の支給を受けた場合は、支給の決定を取り消し、既に支給した入学祝金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 100 号資料

北秋田市ひとり親家庭入学祝金の支給に関する条例の概要

改正内容

- ・支給対象者の要件について、児童扶養手当の受給資格を有するものを削除し、ひとり親家庭の定義を追加することで児童扶養手当の申請を要しないものとする。
- ・入学祝金支給額について、児童扶養手当区分による支給額を廃止し、小学校及び中学校を 2 万円、高等学校等を 5 万円とする。
- ・定義や支給対象者等を整理するにあたり、大幅な改正を要することから、全部改正とするもの。

施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 101 号

令和 6 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度北秋田市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 7 1, 5 1 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7, 5 2 5, 9 8 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,138,061	86,034	3,224,095
	1 国庫負担金	1,745,589	67,277	1,812,866
	2 国庫補助金	1,386,835	18,757	1,405,592
16 県支出金		1,772,485	43,688	1,816,173
	1 県負担金	675,950	39,061	715,011
	2 県補助金	988,225	4,138	992,363
	3 県委託金	108,310	489	108,799
17 財産収入		70,872	9,059	79,931
	2 財産売却収入	20,441	9,059	29,500
20 繰越金		810,213	92,966	903,179
	1 繰越金	810,213	92,966	903,179
21 諸収入		572,900	11,169	584,069
	4 受託事業収入	156,234	△2,857	153,377
	5 雑入	220,088	14,026	234,114
22 市債		2,048,200	228,600	2,276,800
	1 市債	2,048,200	228,600	2,276,800
歳入合計		27,054,469	471,516	27,525,985

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,039,261	△37,954	3,001,307
	1 総務管理費	2,679,765	△41,973	2,637,792
	2 徴税費	152,695	2,630	155,325
	3 戸籍住民基本台帳費	97,959	900	98,859
	4 選挙費	76,572	489	77,061
3 民生費		6,178,132	171,611	6,349,743
	1 社会福祉費	3,812,031	143,734	3,955,765
	2 児童福祉費	1,801,600	27,857	1,829,457
	5 国民年金事務費	7,549	20	7,569
4 衛生費		2,689,224	7,640	2,696,864
	1 保健費	378,176	8,550	386,726
	2 衛生費	210,955	80	211,035
	3 清掃費	630,795	0	630,795
	5 病院費	1,227,550	△990	1,226,560
6 農林水産業費		1,111,366	1,539	1,112,905
	1 農業費	747,570	691	748,261
	2 林業費	362,646	848	363,494
7 商工費		797,233	3,876	801,109

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商 工 費	797,233	3,876	801,109
8 土 木 費		3,135,991	61,294	3,197,285
	1 土 木 管 理 費	96,514	1,437	97,951
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,023,887	58,930	2,082,817
	4 都 市 計 画 費	76,300	927	77,227
9 消 防 費		1,424,006	5,633	1,429,639
	1 消 防 費	1,424,006	5,633	1,429,639
10 教 育 費		2,279,913	257,877	2,537,790
	1 教 育 総 務 費	456,913	957	457,870
	3 中 学 校 費	261,359	7,326	268,685
	4 義 務 教 育 学 校 費	201,518	176,073	377,591
	5 社 会 教 育 費	587,929	122	588,051
	6 保 健 体 育 費	566,878	73,399	640,277
歳 出 合 計		27,054,469	471,516	27,525,985

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	道 路 等 維 持 事 業	千円 50,000
10 教 育 費	4 義 務 教 育 学 校 費	体 育 施 設 集 約 化 事 業	171,899
10 教 育 費	6 保 健 体 育 費	体 育 施 設 集 約 化 事 業	68,812

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
秋 田 内 陸 線 駅 管 理 運 営 業 務 委 託	令和7年度	千円 8,646
市 有 ス ク ー ル バ ス 運 行 管 理 業 務 委 託	令和7年度 ～ 令和9年度	220,096

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
体育施設集約化事業	千円 31,900	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率。	借入先の融資条件に よる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及 び償還期限を短縮し 又は繰上償還もしく は低利に借換えする ことができる。	千円 260,500	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

令和6年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	3,138,061	86,034	3,224,095
16 県支出金	1,772,485	43,688	1,816,173
17 財産収入	70,872	9,059	79,931
20 繰越金	810,213	92,966	903,179
21 諸収入	572,900	11,169	584,069
22 市債	2,048,200	228,600	2,276,800
歳入合計	27,054,469	471,516	27,525,985

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総 務 費	3,039,261	△37,954	3,001,307	1,073			△39,027	
3 民 生 費	6,178,132	171,611	6,349,743	128,649			42,962	
4 衛 生 費	2,689,224	7,640	2,696,864			△4,745	12,385	
6 農 林 水 産 業 費	1,111,366	1,539	1,112,905			811	728	
7 商 工 費	797,233	3,876	801,109				3,876	
8 土 木 費	3,135,991	61,294	3,197,285				61,294	
9 消 防 費	1,424,006	5,633	1,429,639			1,956	3,677	
10 教 育 費	2,279,913	257,877	2,537,790		228,600		29,277	
歳 出 合 計	27,054,469	471,516	27,525,985	129,722	228,600	△1,978	115,172	

2 歳 入

15款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費国庫負担金	1, 195, 571	67, 277	1, 262, 848	1. 社会福祉費負担金	67, 277	障害者自立支援給付費負担金 65, 079 障害児施設措置費（給付費等）負担金 2, 198
計	1, 745, 589	67, 277	1, 812, 866			

15款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	249, 239	584	249, 823	2. 戸籍住民基本台帳費補助金	584	個人番号カード交付事務費補助金 584
2. 民生費国庫補助金	406, 612	18, 173	424, 785	1. 社会福祉費補助金	3, 415	障害者地域生活支援費補助金 2, 637 障害者総合支援事業費補助金 778
				2. 児童福祉費補助金	14, 758	子どものための教育・保育給付金 14, 758
計	1, 386, 835	18, 757	1, 405, 592			

16款 県支出金

1 項 県負担金

1. 民生費県負担金	674, 499	39, 061	713, 560	1. 社会福祉費負担金	33, 638	障害者自立支援給付費負担金 32, 539 障害児施設措置費（給付費等）負担金 1, 099
				2. 児童福祉費負担金	5, 423	施設型給付費負担金 5, 423
計	675, 950	39, 061	715, 011			

16款 県支出金

2 項 県補助金

2. 民生費県補助金	207, 376	4, 138	211, 514	1. 社会福祉費補助金	1, 318	障害者地域生活支援費補助金 1, 318
				3. 児童福祉費補助金	2, 820	施設型給付費地方単独費用補助金 2, 820
計	988, 225	4, 138	992, 363			

16款 県支出金

3 項 県委託金

1. 総務費委託金	88, 683	489	89, 172	4. 選挙費委託金	489	秋田県知事選挙事務委託金 489
計	108, 310	489	108, 799			

17款 財産収入

2 項 財産売却収入

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 不動産売却収入	20,440	1,456	21,896	1. 不動産売却収入	1,456	土地売却収入 133 建物売却収入 1,323
2. 物品売却収入	1	7,603	7,604	1. 物品売却収入	7,603	物品売却収入 7,603
計	20,441	9,059	29,500			

20款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	810,213	92,966	903,179	1. 繰越金	92,966	繰越金 92,966
計	810,213	92,966	903,179			

21款 諸収入

4 項 受託事業収入

3. 衛生費受託事業収入	41,740	△4,745	36,995	1. 衛生費受託事業収入	△4,745	衛生費受託事業収入 △4,745
5. 消防費受託事業収入	101,156	1,888	103,044	1. 消防費受託事業収入	1,888	消防費受託事業収入 1,888
計	156,234	△2,857	153,377			

21款 諸収入

5 項 雑入

3. 雑入	220,086	14,026	234,112	1. 雑入	14,026	農地中間管理機構集積協力金返還金 327 大規模災害対策支援金 68 後期高齢者医療療養給付費負担金返還金 13,147 多面的機能支払交付金返還金 484
計	220,088	14,026	234,114			

22款 市債

1 項 市債

8. 教育債	277,200	228,600	505,800	2. 合併特例事業債	228,600	合併特例事業債 228,600
計	2,048,200	228,600	2,276,800			
歳入合計	27,054,469	471,516	27,525,985			

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	430, 351	2, 033	432, 384				2, 033	3. 職員手当等	10	児童手当 10
								7. 報償費	52	報償品 52
								10. 需用費	311	修繕料 311
								12. 委託料	660	顧問弁護士委託 660
								18. 負担金、補助及び交付金	1, 000	全国高等学校駅伝競走大会出場補助金 1, 000
6. 財産管理費	231, 276	△62, 005	169, 271				△62, 005	3. 職員手当等	121	時間外勤務手当 121
								10. 需用費	1, 177	光熱水費 1, 177
								12. 委託料	△1, 813	産業会館解体工事設計監理委託 △586 産業会館解体工事工事監理委託 △1, 227
								14. 工事請負費	△61, 870	工事請負費 △61, 870
								17. 備品購入費	380	事務椅子 380
10. 地方交通対策費	363, 288	13, 580	376, 868				13, 580	18. 負担金、補助及び交付金	13, 580	大館能代空港利用促進事業補助金 13, 580
12. 森吉総合窓口センター費	106, 504	3, 675	110, 179				3, 675	10. 需用費	3, 675	燃料費 336 光熱水費 3, 339
13. 阿仁総合窓口センター費	120, 661	694	121, 355				694	3. 職員手当等	162	住居手当 162
								12. 委託料	532	日直委託 532
14. 電算費	190, 315	50	190, 365				50	3. 職員手当等	50	扶養手当 50
計	2, 679, 765	△41, 973	2, 637, 792				△41, 973			

2 款 総務費

2 項 徴税費

1. 税務総務費	117,399	2,445	119,844				2,445	3. 職員手当等	432	時間外勤務手当 432
								12. 委託料	2,013	土地情報管理システム導入・設定作業委託 2,013
2. 徴税費	35,296	185	35,481				185	11. 役務費	185	手数料 185
計	152,695	2,630	155,325				2,630			

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 戸籍住民基本台帳費	97,959	900	98,859	584			316	3. 職員手当等	316	時間外勤務手当	316
								8. 旅費	18	費用弁償	18
								10. 需用費	77	消耗品費	77
								17. 備品購入費	489	パソコン	489
計	97,959	900	98,859	584			316				

2 款 総務費

4 項 選挙費

3. 秋田県知事選挙費	11,289	489	11,778	489				11. 役務費	489	通信運搬費 489
計	76,572	489	77,061	489						

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	609,551	445	609,996				445	27. 繰出金	445	国民健康保険特別会計繰出金 445
3. 障害者福祉費	1,110,903	141,515	1,252,418	105,648			35,867	8. 旅費	10	費用弁償 10
								11. 役務費	129	手数料 129
								12. 委託料	6,821	障害福祉システム改修委託 1,557 移動支援事業委託 643 訪問入浴サービス事業委託 2,159 日中一時支援事業委託 2,462
								19. 扶助費	134,555	扶助費 134,555
5. 後期高齢者医療費	617,587	1,774	619,361				1,774	27. 繰出金	1,774	後期高齢者医療特別会計繰出金 1,774
計	3,812,031	143,734	3,955,765	105,648			38,086			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	140,724	10	140,734				10	3. 職員手当等	10	通勤手当 10
2. 児童措置費	1,139,494	27,803	1,167,297	23,001			4,802	19. 扶助費	27,803	扶助費 27,803

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
6. 児童クラブ費	168,036	44	168,080				44	8. 旅費	44	費用弁償	44
計	1,801,600	27,857	1,829,457	23,001			4,856				

3 款 民生費

5 項 国民年金事務費

1. 国民年金事務費	7,549	20	7,569				20	3. 職員手当等	20	児童手当 20
計	7,549	20	7,569				20			

4 款 衛生費

1 項 保健費

2. 保健事業費	78,796	27	78,823				27	8. 旅費	27	費用弁償 27
3. 予防費	139,806	686	140,492				686	19. 扶助費	686	扶助費 686
4. 母子保健事業費	18,098	7,837	25,935				7,837	10. 需用費	44	消耗品費 33 印刷製本費 11
								11. 役務費	16	通信運搬費 16
								12. 委託料	529	妊産婦あんしんタクシー助成事業委託 529
								18. 負担金、補助及び交付金	177	妊産婦等健康診査費用助成金 177
								19. 扶助費	7,071	扶助費 7,071
計	378,176	8,550	386,726				8,550			

4 款 衛生費

2 項 衛生費

1. 環境衛生総務費	149,015	80	149,095				80	3. 職員手当等	80	扶養手当 80
計	210,955	80	211,035				80			

4 款 衛生費

3 項 清掃費

2. 塵芥処理費	467,129	0	467,129			△4,100	4,100			
3. し尿処理費	161,240	0	161,240			△645	645			
計	630,795	0	630,795			△4,745	4,745			

4 款 衛生費

5 項 病院費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 病院事業費	1, 008, 694	△990	1, 007, 704				△990	18. 負担金、補助及び交付金	△990	北秋田市民病院負担金	△990
計	1, 227, 550	△990	1, 226, 560				△990				

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3. 農業振興費	130,366	327	130,693			327		22. 償還金、利子及び割引料	327	過年度分返還金 327
6. 農地費	247,244	364	247,608			484	△120	22. 償還金、利子及び割引料	364	過年度分返還金 364
計	747,570	691	748,261			811	△120			

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

1. 林業総務費	49,988	598	50,586				598	3. 職員手当等	598	扶養手当 21 通勤手当 57 時間外勤務手当 580 児童手当 △60
2. 林業振興費	244,530	250	244,780				250	18. 負担金、補助及び交付金	250	新規狩猟免許取得者確保対策事業補助金 250
計	362,646	848	363,494				848			

7 款 商工費

1 項 商工費

1. 商工総務費	172,341	52	172,393				52	3. 職員手当等	52	扶養手当 52
								8. 旅費	△239	費用弁償 △239
								10. 需用費	239	修繕料 239
6. 観光施設費	221,185	2,037	223,222				2,037	17. 備品購入費	275	製氷機 275
								21. 補償、補填及び賠償金	1,762	補償費 1,762
7. 森吉山スキー場開発対策費	84,790	1,787	86,577				1,787	21. 補償、補填及び賠償金	1,787	補償費 1,787

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
計	797, 233	3, 876	801, 109				3, 876			

8 款 土木費

1 項 土木管理費

1. 土木管理総務費	96,514	1,437	97,951				1,437	3. 職員手当等	1,437	時間外勤務手当 1,437
計	96,514	1,437	97,951				1,437			

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

2. 道路維持費	1,023,026	58,930	1,081,956				58,930	10. 需用費	8,930	修繕料 8,930
								14. 工事請負費	50,000	工事請負費 50,000
計	2,023,887	58,930	2,082,817				58,930			

8 款 土木費

4 項 都市計画費

1. 都市計画総務費	46,541	927	47,468				927	3. 職員手当等	927	扶養手当 60 時間外勤務手当 727 児童手当 140
計	76,300	927	77,227				927			

9 款 消防費

1 項 消防費

1. 常備消防費	1,256,681	5,524	1,262,205			1,888	3,636	3. 職員手当等	5,524	扶養手当 77 時間外勤務手当 5,352 児童手当 95
2. 非常備消防費	79,978	109	80,087			68	41	3. 職員手当等	109	時間外勤務手当 106 休日勤務手当 3
計	1,424,006	5,633	1,429,639			1,956	3,677			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

2. 事務局費	173,004	30	173,034				30	3. 職員手当等	30	時間外勤務手当 △11 宿日直手当 11 児童手当 30
---------	---------	----	---------	--	--	--	----	----------	----	------------------------------------

10款 教育費

1 項 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
4. 教育支援委員会費	304	39	343				39	1. 報酬	39	委員報酬	39
5. 教育助成費	102,263	888	103,151				888	12. 委託料	888	ICT保守委託	888
計	456,913	957	457,870				957				

10款 教育費

3 項 中学校費

1. 学校管理費	243,076	△593	242,483				△593	1. 報酬	△780	会計年度任用職員報酬 △780
								3. 職員手当等	187	時間外勤務手当 513
										期末手当 △93
										勤勉手当 △233
2. 教育振興費	18,283	7,919	26,202				7,919	17. 備品購入費	7,919	教科書・指導書 7,919
計	261,359	7,326	268,685				7,326			

10款 教育費

4 項 義務教育学校費

1. 学校管理費	20,827	1,630	22,457				1,630	10. 需用費	1,630	光熱水費 1,630
2. 教育振興費	4,063	2,544	6,607				2,544	17. 備品購入費	2,544	教科書・指導書 2,544
3. 学校建設費	176,628	171,899	348,527		163,300		8,599	12. 委託料	4,683	旧阿仁中学校校舎解体工事設計監理委託 1,797
										旧阿仁中学校校舎解体工事工事監理委託 2,886
								14. 工事請負費	167,216	工事請負費 167,216
計	201,518	176,073	377,591		163,300		12,773			

10款 教育費

5 項 社会教育費

1. 社会教育総務費	193,782	122	193,904				122	3. 職員手当等	122	扶養手当 47
										児童手当 75
計	587,929	122	588,051				122			

10款 教育費

6 項 保健体育費

1. 保健体育総務費	46,881	148	47,029				148	3. 職員手当等	148	時間外勤務手当 108
										児童手当 40
2. 体育館費	110,537	68,812	179,349		65,300		3,512	12. 委託料	1,789	阿仁体育館解体工事設計監理委託 245

10款 教育費

6 項 保健体育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
										阿仁体育館解体工事工事監理委託 1,544
								14. 工事請負費	67,023	工事請負費 67,023
3. 保健体育施設費	77,027	308	77,335				308	10. 需用費	308	修繕料 308
4. 学校給食費	332,433	4,131	336,564				4,131	10. 需用費	4,131	修繕料 2,860 賄材料費 1,271
計	566,878	73,399	640,277		65,300		8,099			
歳出合計	27,054,469	471,516	27,525,985	129,722	228,600	△1,978	115,172			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

		職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 年間支給率 3.225ヵ月分 (千円)	地域手当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3	0	25,560	7,901	0	153	86	33,700	13,316	47,016	その他の手当内訳 通勤手当 86 千円
	議 員	17	62,472	0	19,308	0	0	0	81,780	18,166	99,946	
	その他の 特 別 職	1,686	87,270	0	0	0	0	0	87,270	40	87,310	
	計	1,706	149,742	25,560	27,209	0	153	86	202,750	31,522	234,272	
補正前	長 等	3	0	25,560	7,901	0	153	86	33,700	13,316	47,016	
	議 員	17	62,472	0	19,308	0	0	0	81,780	18,166	99,946	
	その他の 特 別 職	1,686	87,231	0	0	0	0	0	87,231	40	87,271	
	計	1,706	149,703	25,560	27,209	0	153	86	202,711	31,522	234,233	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特 別 職	0	39	0	0	0	0	0	39	0	39	
	計	0	39	0	0	0	0	0	39	0	39	

２．一般職

（１）総括

（単位：千円）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(462) 441	461,137	1,609,114	1,142,291	3,212,542	748,321	3,960,863	常勤職員 407人
補 正 前	(462) 441	461,917	1,609,114	1,131,956	3,202,987	748,321	3,951,308	
比 較	(0) 0	△ 780	0	10,335	9,555	0	9,555	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	46,677	763	21,299	29,058	9,888	121,984	179	2,664	8,200
	補 正 前	46,290	763	21,137	28,991	9,888	112,303	168	2,664	8,200
	比 較	387	0	162	67	0	9,681	11	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	23,085	41,687	418,114	359,034	25,574	34,085	0		
	補 正 前	23,082	41,687	418,207	359,267	25,574	33,735	0		
	比 較	3	0	△ 93	△ 233	0	350	0		

備考１ この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

２ （ ）内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(11) 407	0	1,522,671	970,784	2,493,455	689,890	3,183,345	
補 正 前	(11) 407	0	1,522,671	960,123	2,482,794	689,890	3,172,684	
比 較	(0) 0	0	0	10,661	10,661	0	10,661	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	46,677	763	21,299	27,596	9,888	105,333	33	2,664	8,200
	補 正 前	46,290	763	21,137	27,529	9,888	95,652	22	2,664	8,200
	比 較	387	0	162	67	0	9,681	11	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	23,001	41,687	336,228	289,216	25,574	32,625	0		
	補 正 前	22,998	41,687	336,228	289,216	25,574	32,275	0		
	比 較	3	0	0	0	0	350	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(451) 34	461,137	86,443	171,507	719,087	58,431	777,518	
補 正 前	(451) 34	461,917	86,443	171,833	720,193	58,431	778,624	
比 較	(0) 0	△ 780	0	△ 326	△ 1,106	0	△ 1,106	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	1,462	0	16,651	146	0	0
	補 正 前	0	0	0	1,462	0	16,651	146	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	84	0	81,886	69,818	0	1,460	0		
	補 正 前	84	0	81,979	70,051	0	1,460	0		
	比 較	0	0	△ 93	△ 233	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の
一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	0
				会計年度任用職員分	0
職員手当等	10,335	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	10,335	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	10,661
				会計年度任用職員分	△ 326

令和6年度 一般会計補正予算（第8号） 特定財源説明資料

(単位：千円)

歳 出							歳 入						
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金 額	頁	款	項	目	目の名称	内 容	
13	2	3	1	戸籍住民基本台帳費	国県支出金	584	10	15	2	1	総務費国庫補助金	個人番号カード交付事務費補助金 584	
13	2	4	3	秋田県知事選挙費	国県支出金	489	10	16	3	1	総務費委託金	秋田県知事選挙事務委託金 489	
13	3	1	3	障害者福祉費	国県支出金	105,648	10	15	1	1	民生費国庫負担金	障害者自立支援給付費負担金 65,079 障害児施設措置費（給付費等）負担金 2,198	
							10	15	2	2	民生費国庫補助金	障害者地域生活支援費補助金 2,637 障害者総合支援事業費補助金 778	
							10	16	1	1	民生費県負担金	障害者自立支援給付費負担金 32,539 障害児施設措置費（給付費等）負担金 1,099	
							10	16	2	2	民生費県補助金	障害者地域生活支援費補助金 1,318	
13	3	2	2	児童措置費	国県支出金	23,001	10	15	2	2	民生費国庫補助金	子どものための教育・保育給付金 14,758	
							10	16	1	1	民生費県負担金	施設型給付費負担金 5,423	
							10	16	2	2	民生費県補助金	施設型給付費地方単独費用補助金 2,820	
14	4	3	2	塵芥処理費	その他	△ 4,100	11	21	4	3	衛生費受託事業収入	衛生費受託事業収入 △4,100（△4,745のうち）	
14	4	3	3	し尿処理費	その他	△ 645	11	21	4	3	衛生費受託事業収入	衛生費受託事業収入 △645（△4,745のうち）	
15	6	1	3	農業振興費	その他	327	11	21	5	3	雑入	農地中間管理機構集積協力金返還金 327	
15	6	1	6	農地費	その他	484	11	21	5	3	雑入	多面的機能支払交付金返還金 484	
16	9	1	1	常備消防費	その他	1,888	11	21	4	5	消防費受託事業収入	消防費受託事業収入 1,888	
16	9	1	2	非常備消防費	その他	68	11	21	5	3	雑入	大規模災害対策支援金 68	
17	10	4	3	学校建設費	地方債	163,300	11	22	1	8	教育債	合併特例事業債 163,300（228,600のうち）	
17	10	6	2	体育館費	地方債	65,300	11	22	1	8	教育債	合併特例事業債 65,300（228,600のうち）	

議案第 102 号

令和 6 年度 北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 4 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 2 2 2, 1 0 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		337,130	445	337,575
	1 他会計繰入金	303,881	445	304,326
歳入合計		3,221,658	445	3,222,103

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		75,021	445	75,466
	1 総務管理費	67,405	336	67,741
	2 徴税費	7,127	109	7,236
歳出合計		3,221,658	445	3,222,103

令和6年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	337,130	445	337,575
歳入合計	3,221,658	445	3,222,103

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	75,021	445	75,466			445	
歳 出 合 計	3,221,658	445	3,222,103			445	

2歳入

6款繰入金

1項 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	303,881	445	304,326	1. 一般会計繰入金	445	人件費繰入金 336 事務費繰入金 109
計	303,881	445	304,326			
歳入合計	3,221,658	445	3,222,103			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	67,405	336	67,741			336		3. 職員手当等	336	時間外勤務手当 休日勤務手当	330 6
計	67,405	336	67,741			336					

1 款 総務費

2 項 徴税費

1. 賦課徴税費	7,127	109	7,236			109		11. 役務費	109	手数料 109
計	7,127	109	7,236			109				
歳出合計	3,221,658	445	3,222,103			445				

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(3) 6	4,647	20,290	14,293	39,230	8,399	47,629	常勤職員 6人
補 正 前	(3) 6	4,647	20,290	13,957	38,894	8,399	47,293	
比 較	(0) 0	0	0	336	336	0	336	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	1,079	0	0	341	0	1,122	0	11	0
	補 正 前	1,079	0	0	341	0	792	0	11	0
	比 較	0	0	0	0	0	330	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	11	324	5,356	4,581	378	1,090	0		
	補 正 前	5	324	5,356	4,581	378	1,090	0		
	比 較	6	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(0) 6	0	20,290	12,500	32,790	7,977	40,767	
補 正 前	(0) 6	0	20,290	12,164	32,454	7,977	40,431	
比 較	(0) 0	0	0	336	336	0	336	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	1,079	0	0	341	0	1,122	0	11	0
	補 正 前	1,079	0	0	341	0	792	0	11	0
	比 較	0	0	0	0	0	330	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	11	324	4,389	3,755	378	1,090	0		
	補 正 前	5	324	4,389	3,755	378	1,090	0		
	比 較	6	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(3) 0	4,647	0	1,793	6,440	422	6,862	
補 正 前	(3) 0	4,647	0	1,793	6,440	422	6,862	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補 正 前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	0	967	826	0	0	0		
	補 正 前	0	0	967	826	0	0	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	0	967	826	0	0	0		
	補 正 前	0	0	967	826	0	0	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の
一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	0
				会計年度任用職員分	0
職員手当等	336	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	336	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	336
				会計年度任用職員分	0

議案第 103 号

令和 6 年度 北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 7 7 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 3 9, 7 3 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		175,992	1,774	177,766
	1 一般会計繰入金	175,992	1,774	177,766
歳入合計		537,958	1,774	539,732

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		5,447	1,774	7,221
	1 総務管理費	3,723	1,774	5,497
歳出合計		537,958	1,774	539,732

令和6年度北秋田市後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	175,992	1,774	177,766
歳入合計	537,958	1,774	539,732

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	5,447	1,774	7,221			1,774	
歳 出 合 計	537,958	1,774	539,732			1,774	

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 事務費繰入金	3,988	1,774	5,762	1. 事務費繰入金	1,774	事務費繰入金 1,774
計	175,992	1,774	177,766			
歳入合計	537,958	1,774	539,732			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	3,723	1,774	5,497			1,774		17. 備品購入費	1,774	パソコン 1,774
計	3,723	1,774	5,497			1,774				
歳出合計	537,958	1,774	539,732			1,774				

議案第104号

令和 6 年度

北秋田市病院事業会計補正予算（第 2 号）

秋田県北秋田市

目 次

1	令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算（第2号）	・ ・ ・ ・ ・	4
2	令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算（第2号）に関する説明書		
	（1）令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算実施計画	・ ・ ・ ・ ・	5
	（2）令和6年度北秋田市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書	・ ・ ・ ・ ・	7
	（3）令和6年度北秋田市病院事業予定貸借対照表	・ ・ ・ ・ ・	8
	（4）病院事業会計に関する書類の注記	・ ・ ・ ・ ・	9
3	令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算事項別明細書	・ ・ ・ ・ ・	10

議案第104号

令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度北秋田市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

【収入】		既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	710,701 千円	△ 2,169 千円	708,532 千円
第2項	医業外収益	710,699 千円	△ 2,169 千円	708,530 千円
【支出】		既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	1,029,492 千円	△ 2,169 千円	1,027,323 千円
第1項	医業費用	880,645 千円	720 千円	881,365 千円
第2項	医業外費用	148,845 千円	△ 2,889 千円	145,956 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 令和6年度北秋田市病院事業会計予算第4条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

【収入】		既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収益	386,003 千円	1,183 千円	387,186 千円
第1項	出資金	156,005 千円	576 千円	156,581 千円
第2項	他会計負担金	229,998 千円	607 千円	230,605 千円
【支出】		既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	386,003 千円	1,183 千円	387,186 千円
第2項	企業債償還金	290,505 千円	1,183 千円	291,688 千円

令和6年12月5日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

(1) 令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収益的収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			710,701	△ 2,169	708,532	
	2. 医業外収益		710,699	△ 2,169	708,530	
		4. 他会計負担金	257,808	△ 2,173	255,635	
		6. その他医業外収益	52,309	4	52,313	

収益的支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			1,029,492	△ 2,169	1,027,323	
	1. 医業費用		880,645	720	881,365	
		1. 経費	550,749	720	551,469	
	2. 医業外費用		148,845	△ 2,889	145,956	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	66,927	△ 2,893	64,034	
		2. 雑支出	81,918	4	81,922	

資本的收入及び支出

資本的收入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本の収益			386,003	1,183	387,186	
	1. 出資金		156,005	576	156,581	
		1. 一般会計出資金	156,005	576	156,581	
	2. 他会計負担金		229,998	607	230,605	
		1. 他会計負担金	229,998	607	230,605	

資本の支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本の支出			386,003	1,183	387,186	
	2. 企業債償還金		290,505	1,183	291,688	
		1. 企業債償還金	290,505	1,183	291,688	

(2) 令和6年度北秋田市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 318,790,222
減価償却費	329,893,909
退職給付引当金の増減額	0
貸倒引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 40,712,155
受取利息及び受取配当金	0
支払利息及び企業債取扱諸費	64,033,394
未収金の増減額	0
未払金の増減額	0
たな卸資産の増減額	0
前払金の増減額	29,608,468
小計	64,033,394
利息の支払額	△ 64,033,394
業務活動によるキャッシュ・フロー	0
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	0
国庫補助金等による収入	0
一般会計又は特別会計からの繰入金による収入	387,184,390
投資活動によるキャッシュ・フロー	387,184,390
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の償還による支出	△ 291,686,690
その他の他会計借入金の償還による支出	△ 95,497,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 387,184,390
資金増加額(又は減少額)	0
資金期首残高	0
資金期末残高	0

(3) 令和6年度北秋田市病院事業会計予定貸借対照表

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：円)

資産の部				
I. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		229,852,968		
ロ 建物	7,775,869,267			
建物減価償却累計額	△ 4,391,504,964	3,384,364,303		
ハ 構築物	442,533,871			
構築物減価償却累計額	△ 382,152,000	60,381,871		
ニ 器械備品	639,679,074			
器械減価償却累計額	△ 475,655,686	164,023,388		
ホ 車両	0			
車両減価償却累計額	0	0		
ト 建設仮勘定		0		
有形固定資産合計			3,838,622,530	
(2) 投資その他の資産				
イ 長期前払消費税		43,178,835		
投資その他資産合計			43,178,835	
固定資産合計				3,881,801,365
II. 流動資産				
(1) 現金預金				
(2) 未収金			0	
(3) その他流動資産			0	
流動資産合計				0
資産合計				3,881,801,365

負債・資本の部			
III. 固定負債			
(1) 企業債		3,866,881,282	
(2) 他会計借入金		0	
固定負債合計			3,866,881,282
IV. 流動負債			
(1) 一時借入金		0	
(2) 企業債		295,623,738	
(3) 他会計借入金		0	
(4) 未払金		0	
(5) その他流動負債		0	
流動負債合計			295,623,738
V. 繰延収益			
(1) 長期前受金		1,248,938,000	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 742,550,127	
繰延収益合計			506,387,873
負債合計			4,668,892,893
VI. 資本金			
			4,138,047,831
VII. 剰余金			
(1) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金		△ 4,925,139,359	
剰余金合計			△ 4,925,139,359
資本合計			△ 787,091,528
負債・資本合計			3,881,801,365

(4) 病院事業会計に関する書類の注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

建物	定額法
構築物	定額法
器械備品	定額法

・主な耐用年数

建物	5～39年
構築物	15～39年
器械備品	5～15年

2 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

1 表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

2 重要な非資金取引

該当なし。

III. 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は3,866,882千円である。

令和6年度北秋田市病院事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入および支出 収 入

1 款 病院事業収益

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 医業外収益	710,699	△ 2,169	708,530			
4. 他会計負担金	257,808	△ 2,173	255,635	1. 他会計負担金	△ 2,173	政策的医療交付金 720 企業債利息 △ 2,893
6. その他医業外収益	52,309	4	52,313	1. その他医業外収益	4	令和5年度地域療育医療拠点施設運営費補助金返納金 4

収益的収入および支出 支 出

1 款 病院事業費用

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 医業費用	880,645	720	881,365			
1. 経費	550,749	720	551,469	4. 負担金補助及び交付金	720	政策的医療交付金 720
2. 医業外費用	148,845	△ 2,889	145,956			
1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	66,927	△ 2,893	64,034	1. 企業債利息	△ 2,893	企業債利息 △ 2,893
2. 雑支出	81,918	4	81,922	1. その他雑支出	4	令和5年度地域療育医療拠点施設運営費補助金返納金 4

資本的収入および支出
収 入

1 款 資本的収入

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 出資金	156,005	576	156,581			
1. 一般会計出資金	156,005	576	156,581			
				1. 一般会計出資金	576	企業債元金償還金（基準内繰入） 576
2. 他会計負担金	229,998	607	230,605			
1. 他会計負担金	229,998	607	230,605			
				1. 他会計負担金	607	企業債元金償還金（基準外繰入） 607

資本的収入および支出
支 出

1 款 資本的支出

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 企業債償還金	290,505	1,183	291,688			
1. 企業債償還金	290,505	1,183	291,688			
				1. 企業債償還金	1,183	企業債元金償還金 1,183

議案第 105 号

令和 6 年度

北秋田市水道事業会計補正予算（第 3 号）

秋田県北秋田市

目 次

1	令和6年度北秋田市水道事業会計補正予算（第3号）	・ ・ ・ ・ ・	5
2	令和6年度北秋田市水道事業会計補正予算（第3号）に関する説明書		
	（1）令和6年度北秋田市水道事業会計補正予算実施計画	・ ・ ・ ・ ・	6
	（2）令和6年度北秋田市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	・ ・ ・ ・ ・	8
	（3）給与費明細書	・ ・ ・ ・ ・	9
	（4）令和6年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表	・ ・ ・ ・ ・	12
	（5）水道事業会計に関する書類の注記	・ ・ ・ ・ ・	13
3	令和6年度北秋田市水道事業会計補正予算事項別明細書	・ ・ ・ ・ ・	15

令和6年度北秋田市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度北秋田市水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度北秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

【収 入】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	753,194 千円	891 千円	754,085 千円
第1項 営業収益	608,866 千円	891 千円	609,757 千円
【支 出】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	839,963 千円	4,818 千円	844,781 千円
第1項 営業費用	793,585 千円	5,401 千円	798,986 千円
第2項 営業外費用	34,831 千円	△ 583 千円	34,248 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額305,044千円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額34,800千円、過年度分損益勘定留保資金270,244千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額313,184千円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額36,280千円、過年度分損益勘定留保資金276,904千円」に改める。

【収 入】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	420,642 千円	8,140 千円	428,782 千円
第3項 負担金	13,000 千円	8,140 千円	21,140 千円
【支 出】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	725,686 千円	16,280 千円	741,966 千円
第1項 建設改良費	416,922 千円	16,280 千円	433,202 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

	既決予定額	補正予定額	計
（1）職員給与費	83,452 千円	913 千円	84,365 千円

令和6年12月5日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

(1) 令和6年度北秋田市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			753,194	891	754,085	
	1 営業収益		608,866	891	609,757	
		2 その他営業収益	35,333	891	36,224	

収益的支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			839,963	4,818	844,781	
	1 営業費用		793,585	5,401	798,986	
		1 原水及び浄水費	123,664	84	123,748	
		2 配水及び給水費	135,660	2,946	138,606	
		3 総係費	106,856	2,065	108,921	
		5 資産減耗費	21,174	306	21,480	
	2 営業外費用		34,831	△583	34,248	
		3 消費税及び地方消費税	11,003	△583	10,420	

資本的收入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			420,642	8,140	428,782	
	3 負担金		13,000	8,140	21,140	
		1 他会計負担金	13,000	8,140	21,140	

資本の支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出			725,686	16,280	741,966	
	1 建設改良費		416,922	16,280	433,202	
		2 営業設備費	1,301	16,280	17,581	

(2) 令和6年度北秋田市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 75,933,213
減価償却費	405,572,336
固定資産除却費	1,632,037
長期前受金戻入額	△ 85,053,123
支払利息及び企業債取扱諸費	23,826,697
受取利息・配当金	△ 40,000
未収金の増減額	10,732,209
未払金の増減額	△ 3,068,519
前受金の増減額	4,515
その他流動負債の増減額	△ 1,266,885
小計	276,406,054
利息及び配当金の受取額	40,000
利息の支払額	△ 23,826,697
業務活動によるキャッシュ・フロー	252,619,357
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 394,012,545
他会計補助金等による収入	37,011,818
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 357,000,727
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	220,000,000
企業債の償還による支出	△ 306,307,128
他会計等からの出資による収入	166,772,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	80,464,872
資金増加額(又は減少額)	△ 23,916,498
資金期首残高	1,966,263,099
資金期末残高	1,942,346,601

(3) 給与費明細書

1. 総括

(単位：千円、人)

区 分		職員数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	() 0	() 11	0	39,808	24,512	64,320	12,442	76,762	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 1	0	3,600	2,810	6,410	1,193	7,603	
	計	() 0	() 12	0	43,408	27,322	70,730	13,635	84,365	
補正前	損益勘定支弁職員	() 0	() 11	0	39,808	23,599	63,407	12,442	75,849	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 1	0	3,600	2,810	6,410	1,193	7,603	
	計	() 0	() 12	0	43,408	26,409	69,817	13,635	83,452	
比較	損益勘定支弁職員	() 0	() 0	0	0	913	913	0	913	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 0	0	0	0	0	0	0	
	計	() 0	() 0	0	0	913	913	0	913	

※ () 内は、短時間勤務職員の人数

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	管理職員特 別 勤 務 手 当	計
	補正後	1,092	246	665	1,128	4,497	545	9,590	8,224	660	640	35	27,322
	補正前	1,092	246	665	1,128	3,584	545	9,590	8,224	660	640	35	26,409
	比較	0	0	0	0	913	0	0	0	0	0	0	913

イ 会計年度任用職員

(単位；千円、人)

区 分		職員数		給 与 費				法 定 費	合 計	備 考
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	損益勘定支弁職員	() 0	() 4	0	11,500	7,114	18,614	3,310	21,924	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 0	0	0	0	0	0	0	
	計	() 0	() 4	0	11,500	7,114	18,614	3,310	21,924	
補 正 前	損益勘定支弁職員	() 0	() 4	0	11,500	6,568	18,068	3,310	21,378	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 0	0	0	0	0	0	0	
	計	() 0	() 4	0	11,500	6,568	18,068	3,310	21,378	
比 較	損益勘定支弁職員	() 0	() 0	0	0	546	546	0	546	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 0	0	0	0	0	0	0	
	計	() 0	() 0	0	0	546	546	0	546	

※ () 内は、短時間勤務職員の人数

(単位；千円)

手 当 の	区 分	扶 手	養 当	住 手	居 当	通 手	勤 当	管 理 職 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 当	児 童 当	管理職員特別勤務手当	計
内 訳	補 正 後	0	0	0	110	0	2,202	497	2,300	1,965	0	40	0	0	0	7,114
	補 正 前	0	0	0	110	0	1,656	497	2,300	1,965	0	40	0	0	0	6,568
	比 較	0	0	0	0	0	546	0	0	0	0	0	0	0	0	546

2. 給料及び手当の増減額明細

(単位；千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給料	0	給与改定に伴う増減分		0	
		昇給に伴う増加分		0	
		その他の増減分		0	
手当	913	制度改正に伴う増減分		0	
		その他の増減分		913	

(4) 令和6年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

(単位：円)

資産の部					負債の部				
I. 固定資産					III. 固定負債				
(1) 有形固定資産					(1) 企業債			2,655,778,305	2,655,778,305
イ 土地		97,447,754			固定負債合計				
ロ 建物	1,164,939,627				IV. 流動負債				
建物減価償却累計額	△ 193,839,755	971,099,872			(1) 企業債		292,397,742		
ハ 構築物	7,439,197,651				(2) 未払金		20,420,000		
構築物減価償却累計額	△ 2,377,077,843	5,062,119,808			(3) 前受金		10,000		
ニ 機械及び装置	1,816,619,371				(4) 預り金		1,000,000		
機械及び装置減価償却累計額	△ 707,303,059	1,109,316,312			(5) その他流動負債		0		
ホ 車両運搬具	33,131,359				流動負債合計				313,827,742
車両運搬具減価償却累計額	△ 22,098,490	11,032,869			V. 繰延収益				
ヘ 工具器具及び備品	63,513,400				(1) 長期前受金		2,209,357,149		
工具器具及び備品減価償却累計額	△ 26,647,860	36,865,540			(2) 長期前受金収益化累計額		△ 630,967,399		
ト 建設仮勘定		78,550,000			繰延収益合計				1,578,389,750
有形固定資産合計			7,366,432,155		負債合計				4,547,995,797
(2) 無形固定資産					資本の部				
イ 電話加入権		81,100			VI. 資本金				
ロ 水利権		588,603,574			(1) 自己資本金				
無形固定資産合計			588,684,674		イ 固有資本金	1,637,887,855			
固定資産合計				7,955,116,829	ロ 繰入資本金	1,976,120,808			
II. 流動資産					ハ 組入資本金	764,000,000			
(1) 現金預金					自己資本金合計		4,378,008,663		
イ 当座預金		532,346,601			資本金合計				4,378,008,663
ロ 定期預金		1,400,000,000			VII. 剰余金				
ハ 有価証券		10,000,000			(1) 資本剰余金			22,688,314	
現金預金合計			1,942,346,601		(2) 利益剰余金				
(2) 未収金			9,879,000		イ 減債積立金	0			
(3) 貯蔵品					ロ 利益積立金	25,000,000			
イ 材料		52,565			ハ 建設改良積立金	50,000,000			
ロ 機械及び装置		967,590			二 当年度末未処分利益剰余金	884,669,811			
貯蔵品合計			1,020,155		利益剰余金合計		959,669,811		
流動資産合計				1,953,245,756	剰余金合計				982,358,125
資産合計				9,908,362,585	資本合計				5,360,366,788
					負債資本合計				9,908,362,585

(5) 水道事業会計に関する書類の注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・量水器を除く資産	定額法		
・量水器	取替法		
・主な耐用年数			
建物	15～45年	機械及び装置	3～20年
構築物	10～60年	車両及び運搬具	4～ 6年
量水器	8年	工具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
水利権	55年
・非償却資産	
電話加入権	

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品	先入先出法による原価法
------	-------------

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

計上していない。

(2) 賞与引当金

計上していない。

(3) 法定福利費引当金

計上していない。

(4) 特別修繕引当金

計上していない。

(5) 修繕引当金

当年度は引当していない。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

1 表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

2 重要な非資金取引

該当なし。

Ⅲ. 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,314,636千円である。

Ⅳ. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

北秋田市水道事業会計では鷹巣上水道事業及び森吉合川上水道事業、簡易水道事業を運営しており、それぞれの事業毎を報告セグメントとしている。

セグメント区分	事業の内容
鷹巣上水道	鷹巣上水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務
森吉合川上水道	森吉合川上水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務
簡易水道	簡易水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

令和6年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)				(単位: 千円)
区 分	鷹巣上水道	森吉合川上水道	簡易水道	合 計
営業収益	146,045	240,600	172,923	559,568
営業費用	176,799	406,519	169,525	752,843
営業損益	△ 30,754	△ 165,919	3,398	△ 193,275
経常損益	△ 29,640	△ 55,257	11,277	△ 73,620
その他の項目				
他会計繰入金	7,227	213,032	21,489	241,748
減価償却費	79,952	259,811	65,809	405,572
特別利益	2	0	0	2
特別損失	720	800	796	2,316
有形固定資産の増加額	52,826	140,388	230,252	423,466

令和 6 年度北秋田市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出 収 入

1 款 水道事業収益

(単位:千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 営業収益	608,866	891	609,757			
2 その他営業収益	35,333	891	36,224			
				3 負担金	891	下水道会計負担金 891

収益的収入及び支出
支 出

1 款 水道事業費用

(単位:千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 営業費用	793,585	5,401	798,986			
1 原水及び浄水費	123,664	84	123,748			
				2 手当	84	時間外勤務手当 84
2 配水及び給水費	135,660	2,946	138,606			
				2 手当	546	時間外勤務手当 546
				19 賃借料	427	重機借上 427
				24 材料費	1,973	補修資材 1,973
3 総係費	106,856	2,065	108,921			
				2 手当	283	時間外勤務手当 283
				17 委託料	1,782	料金システム改修業務委託（給排水人口集計対応） 1,782
5 資産減耗費	21,174	306	21,480			
				44 有形固定資産除却費	306	有形固定資産除却費 306
2 営業外費用	34,831	△583	34,248			
3 消費税及び地方消費税	11,003	△583	10,420			
				1 消費税及び地方消費税	△583	消費税及び地方消費税 △583

資本的收入及び支出
収 入

1 款 資本的收入

(単位:千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 負担金	13,000	8,140	21,140			
1 他会計負担金	13,000	8,140	21,140			
				1 他会計負担金	8,140	下水道会計負担金 8,140

資本的收入及び支出
支 出

1 款 資本の支出

(単位:千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 建設改良費	416,922	16,280	433,202			
2 営業設備費	1,301	16,280	17,581			
				11 備消耗品費	16,280	検針用ハンディターミナル 16,280

議案第 106 号

令和 6 年度

北秋田市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

秋田県北秋田市

目 次

1	令和6年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第4号）	5
2	令和6年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第4号）に関する説明書	
	（1）令和6年度北秋田市下水道事業会計補正予算実施計画	6
	（2）令和6年度北秋田市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	7
	（3）給与費明細書	8
	（4）令和6年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表	11
	（5）下水道事業会計に関する書類の注記	12
3	令和6年度北秋田市下水道事業会計補正予算事項別明細書	14

令和6年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和6年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度北秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

【収入】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	1,329,456 千円	819 千円	1,330,275 千円
第2項 営業外収益	907,923 千円	819 千円	908,742 千円
【支出】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	1,430,423 千円	10,036 千円	1,440,459 千円
第1項 営業費用	1,322,738 千円	10,036 千円	1,332,774 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

	既決予定額	補正予定額	計
（1）職員給与費	42,318 千円	1,005 千円	43,323 千円

令和6年12月5日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

(1) 令和6年度北秋田市下水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			1,329,456	819	1,330,275	
	2 営業外収益		907,923	819	908,742	
		4 雑収益	36,747	819	37,566	

収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			1,430,423	10,036	1,440,459	
	1 営業費用		1,322,738	10,036	1,332,774	
		3 処理場費	364,264	618	364,882	
		5 総係費	83,558	9,418	92,976	

(2) 令和6年度北秋田市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 135,140,000
減価償却費	755,170,000
固定資産除却費	71,000
長期前受金戻入額	△ 392,664,000
支払利息及び企業債取扱諸費	93,905,013
未収金の増減額	△ 11,084,168
貯蔵品の増減額	△ 111,800
前払費用の増減額	2,390,000
未払金の増減額	△ 595,000
その他流動負債の増減額	△ 71,720
控除対象外消費税	△ 21,070,000
小計	<u>290,799,325</u>
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	<u>△ 93,905,013</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>196,894,312</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 492,649,000
受益者負担金等による収入	25,168,000
他会計補助金等による収入	52,696,000
国庫補助金等による収入	206,597,000
補助金の返還	<u>0</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 208,188,000</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	524,800,000
企業債の償還による支出	△ 921,411,997
他会計等からの出資による収入	<u>328,361,000</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 68,250,997</u>
資金増加額(又は減少額)	△ 79,544,685
資金期首残高	<u>355,411,744</u>
資金期末残高	<u>275,867,059</u>

(3) 給与費明細書

1. 総 括

(単位；千円、人)

区 分		職員数		給 与 費				法 定 費 福 利	合 計	備 考
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	損益勘定支弁職員	(0) 0	(1) 5	1,797	18,779	15,042	35,618	7,705	43,323	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(1) 5	1,797	18,779	15,042	35,618	7,705	43,323	
補 正 前	損益勘定支弁職員	(0) 0	(1) 5	1,797	18,779	14,037	34,613	7,705	42,318	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(1) 5	1,797	18,779	14,037	34,613	7,705	42,318	
比 較	損益勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	1,005	1,005	0	1,005	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(0) 0	0	0	1,005	1,005	0	1,005	

※ () 内は、短時間勤務職員の人数

(単位；千円)

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	管理職員特 別勤務手当	計
	補 正 後	714	324	330	324	3,787	27	4,590	3,942	393	600	11	15,042
	補 正 前	714	324	330	324	2,782	27	4,590	3,942	393	600	11	14,037
	比 較	0	0	0	0	1,005	0	0	0	0	0	0	1,005

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位；千円、人)

区 分		職員数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	損益勘定支弁職員	(0) 0	(0) 5	0	18,779	14,491	33,270	7,361	40,631	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(0) 5	0	18,779	14,491	33,270	7,361	40,631	
補 正 前	損益勘定支弁職員	(0) 0	(0) 5	0	18,779	13,486	32,265	7,361	39,626	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(0) 5	0	18,779	13,486	32,265	7,361	39,626	
比 較	損益勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	1,005	1,005	0	1,005	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(0) 0	0	0	1,005	1,005	0	1,005	

※ () 内は、短時間勤務職員の人数

(単位；千円)

手 当 の 内 訳	区 分	扶 手	養 当	住 手	居 当	通 手	勤 当	管 理 職 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 手 当	期 末 手 当	勤 手	勉 当	寒 冷 地 当	児 童 当	管理職員特別勤務手当	計
	補 正 後		714		324		330	324	3,787	27	4,293		3,688	393	600	11	14,491
	補 正 前		714		324		330	324	2,782	27	4,293		3,688	393	600	11	13,486
	比 較		0		0		0	0	1,005	0	0		0	0	0	0	1,005

イ 会計年度任用職員

(単位；千円、人)

区 分		職員数		給 与 費				法 定 費	合 計	備 考
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計	福 利		
補 正 後	損益勘定支弁職員	(0) 0	(1) 0	1,797	0	551	2,348	344	2,692	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(1) 0	1,797	0	551	2,348	344	2,692	
補 正 前	損益勘定支弁職員	(0) 0	(1) 0	1,797	0	551	2,348	344	2,692	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(1) 0	1,797	0	551	2,348	344	2,692	
比 較	損益勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

※ () 内は、短時間勤務職員の人数

(単位；千円)

手 当 の	区 分	扶 手	養 当	住 手	居 当	通 手	勤 当	管 理 職 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 手 当	期 末 手 当	勤 手	勉 当	寒 冷 地 当	児 童 当	管理職員特別勤務手当	計
内 訳	補 正 後		0	0	0	0	0	0	0	0	297	254	0	0	0	0	551
	補 正 前		0	0	0	0	0	0	0	0	297	254	0	0	0	0	551
	比 較		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 給料及び手当の増減額明細

(単位；千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給料	0	給与改定に伴う増減分		0	
		昇給に伴う増加分		0	
		その他の増減分		0	
手当	1,005	制度改正に伴う増減分		0	
		その他の増減分		1,005	

(4) 令和6年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

(単位: 円)

資産の部				
I. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		161,794,156		
ロ 建物	1,083,047,674			
建物減価償却累計額	△ 152,852,459	930,195,215		
ハ 構築物	22,025,454,989			
構築物減価償却累計額	△ 2,942,785,486	19,082,669,503		
ニ 機械及び装置	1,880,974,794			
機械及び装置減価償却累計額	△ 804,602,383	1,076,372,411		
ホ 車両運搬具	3,666,500			
車両運搬具減価償却累計額	△ 2,193,646	1,472,854		
ヘ 工具器具及び備品	5,023,100			
工具器具及び備品減価償却累計額	△ 2,064,320	2,958,780		
ト 建設仮勘定		1,093,717,729		
有形固定資産合計			22,349,180,648	
(2) 投資有価証券				
イ 株式			1,030,000	
固定資産合計				22,350,210,648
II. 流動資産				
(1) 現金預金				
イ 当座預金		275,817,059		
ロ 小口現金		50,000		
現金預金合計			275,867,059	
(2) 未収金			42,738,716	
(3) 貯蔵品			399,800	
(4) 前払金			0	
流動資産合計				319,005,575
資産合計				22,669,216,223

負債の部				
III. 固定負債				
(1) 企業債			8,428,328,991	
固定負債合計				8,428,328,991
IV. 流動負債				
(1) 企業債			729,405,324	
(2) 未払金			191,527,505	
(3) 前受金			0	
(4) その他流動負債			0	
流動負債合計				920,932,829
V. 繰延収益				
(1) 長期前受金			13,095,078,677	
(2) 長期前受金収益化累計額			△ 2,131,409,970	
繰延収益合計				10,963,668,707
負債合計				20,312,930,527
資本の部				
VI. 資本金				
(1) 自己資本金				
イ 固有資本金		1,105,514,547		
ロ 繰入資本金		1,536,560,500		
自己資本金合計			2,642,075,047	
資本金合計				2,642,075,047
VII. 剰余金				
(1) 資本剰余金			81,014,686	
(2) 利益剰余金				
イ 当年度未処分利益剰余金		△ 366,804,037		
利益剰余金合計			△ 366,804,037	
剰余金合計				△ 285,789,351
資本合計				2,356,285,696
負債資本合計				22,669,216,223

(5) 下水道事業会計に関する書類の注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・量水器を除く資産 定額法
- ・量水器 取替法
- ・主な耐用年数

建物	15～45年	機械及び装置	3～20年
構築物	10～60年	車両及び運搬具	4～ 6年
量水器	8年	工具及び備品	2～15年

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

計上していない。

(2) 賞与引当金

計上していない。

(3) 法定福利費引当金

計上していない。

(4) 特別修繕引当金

計上していない。

(5) 修繕引当金

当年度は引当していない。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

1 表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

2 重要な非資金取引

該当なし。

Ⅲ. 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は236,525千円である。

Ⅳ. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

北秋田市下水道事業会計では、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の4事業を報告セグメントとしている。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
特定環境保全公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
農業集落排水事業	農業集落排水事業における処理区域で汚水を処理する業務
特定地域生活排水処理事業	特定地域生活排水処理事業における処理区域で汚水を処理する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

令和6年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位: 千円)

区 分	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	特定地域生活 排水処理事業	合 計
営業収益	298,705	13,987	62,355	8,411	383,458
営業費用	865,668	77,704	311,153	30,014	1,284,539
営業損益	△ 566,963	△ 63,717	△ 248,798	△ 21,603	△ 901,081
経常損益	△ 45,820	△ 15,007	△ 59,300	△ 13,734	△ 133,861
その他の項目					
他会計繰入金	582,405	70,405	200,196	9,250	862,256
減価償却費	514,887	48,709	183,703	7,871	755,170
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	938	31	310	0	1,279
有形固定資産の増加額	△ 47,689	△ 43,363	△ 168,068	△ 7,871	△ 266,991

令和6年度北秋田市下水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的收入及び支出

収 入

1 款 下水道事業収益

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 営業外収益	907,923	819	908,742			
4 雑収益	36,747	819	37,566			
				1 消費税及び地方消費税還付金	819	消費税及び地方消費税還付金 819

収益的收入及び支出

支 出

1 款 下水道事業費用

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 営業費用	1,322,738	10,036	1,332,774			
3 処理場費	364,264	618	364,882			
				2 手当	618	時間外勤務手当 618
5 総係費	83,558	9,418	92,976			
				2 手当	387	時間外勤務手当 387
				32 負担金	9,031	ハンディターミナル更新負担金 8,140 給排水人口集計システム負担金 891

議案第 107 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定するものとする。

認定路線 別添調書のとおり

令和 6 年 12 月 5 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

市道路線の認定については、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

議案第107号 別添

認定路線調書

路線番号	路 線 名	起 点	終 点
14398	北中家下 4 号線	鷹巣字北中家下51-10	鷹巣字北中家下51-8
15343	五義民塚線	坊沢字深沢97-1	坊沢字福田127
	全 2 路線		

路線認定理由

【路線番号】 14398

【路 線 名】 北中家下 4 号線

生活道路の公共性を確保するため、新たに認定するものである。

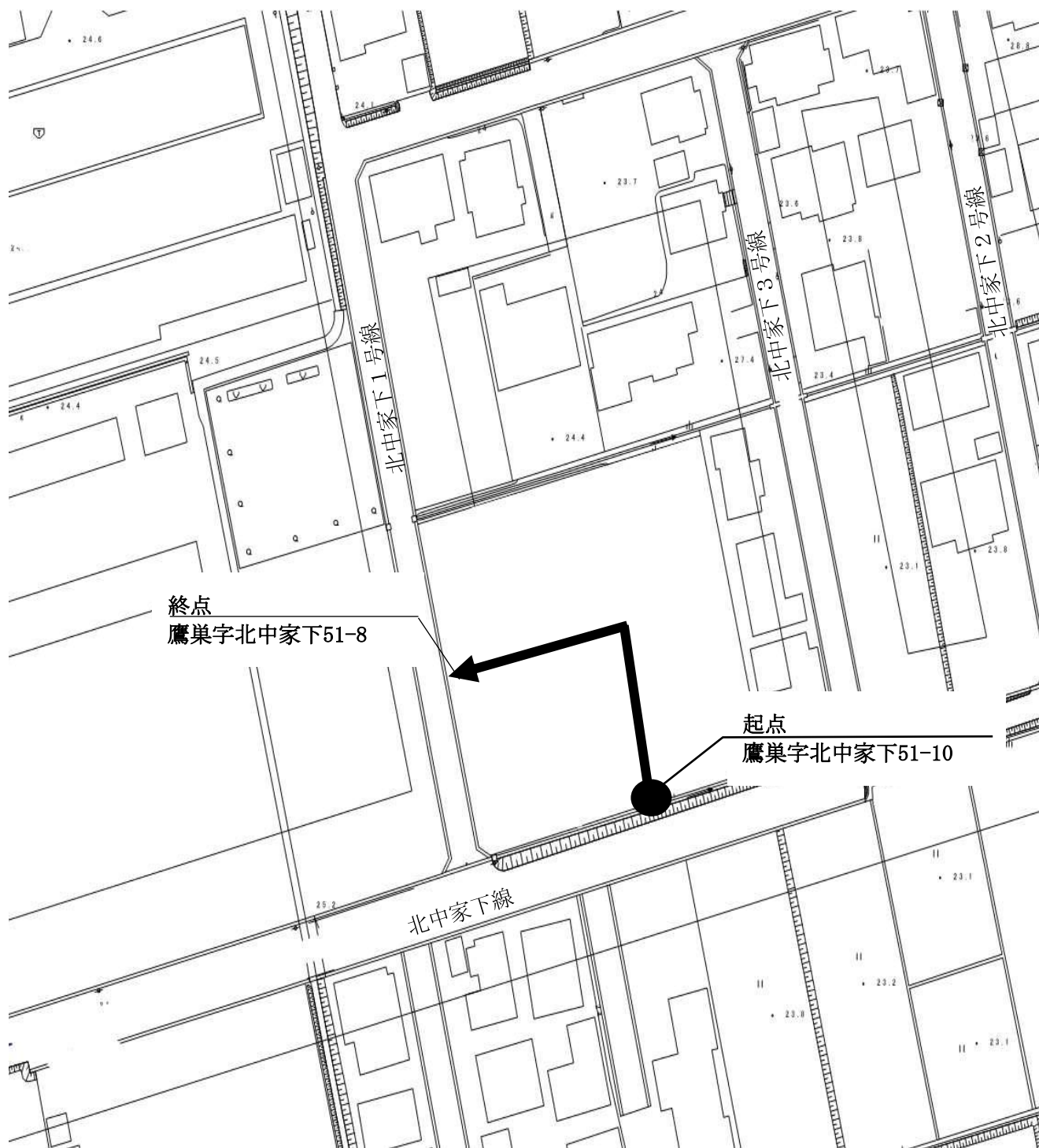
【路線番号】 15343

【路 線 名】 五義民塚線

生活道路の公共性を確保するため、新たに認定するものである。

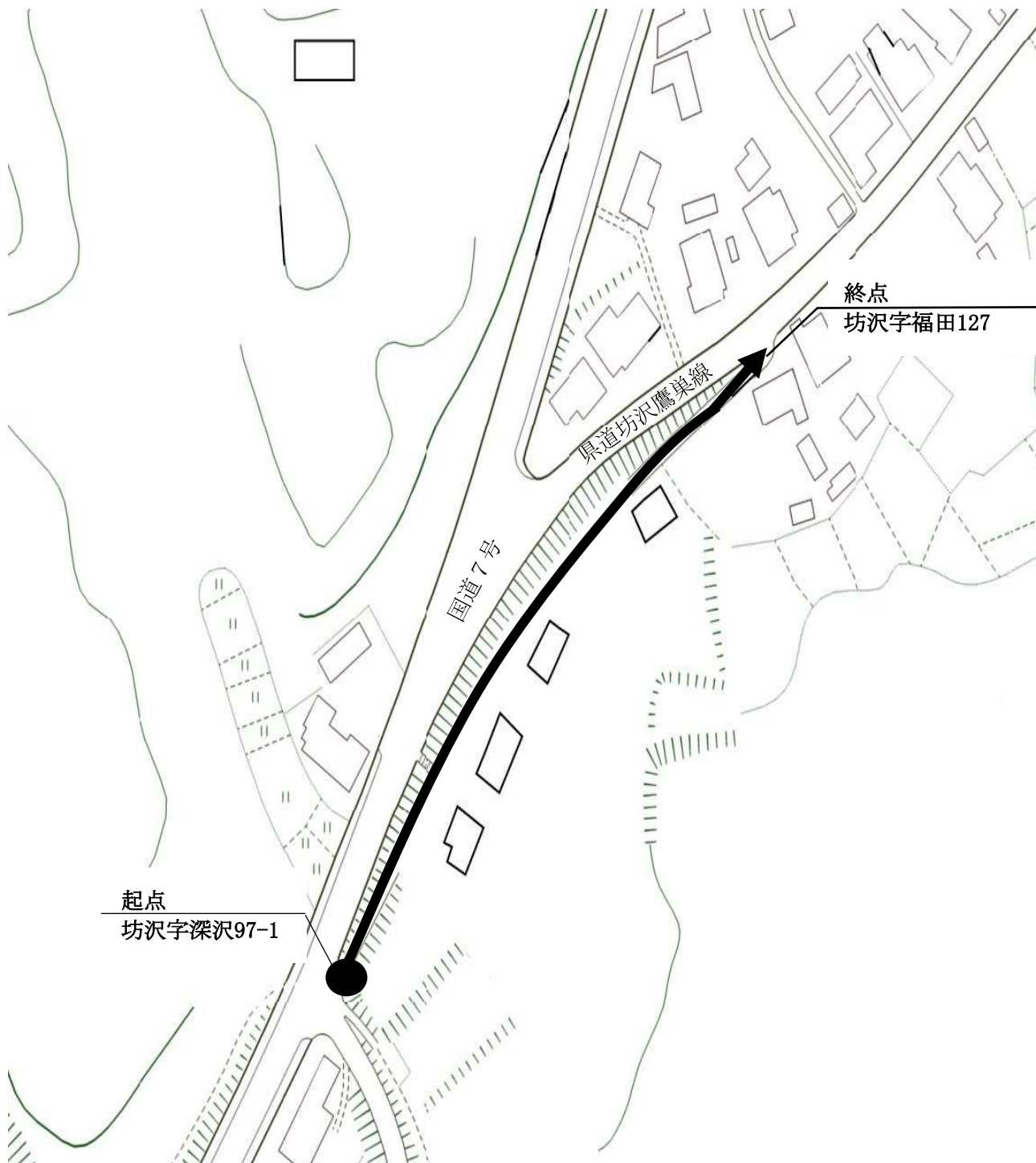
【認定路線図】

路線番号 14398
路線名 北中家下4号線
L=69.8m W=6.0m~11.0m



【認定路線図】

路線番号 15343
路線名 五義民塚線
L=188.0m W=4.0m



議案第 108 号

秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合規約（平成 14 年指令市町村—563）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 5 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

井川町・潟上市共有財産管理組合が令和 7 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、関係地方公共団体との協議について、議会の議決を求めるものである。

別紙

秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

秋田県市町村総合事務組合規約（平成14年指令市町村－563）の一部を次のように変更する。

別表第1中 「

八郎潟町、井川町衛生処理施設組合
井川町・潟上市共有財産管理組合

」 を

「

八郎潟町、井川町衛生処理施設組合

」に改める。

別表第2中「、井川町・潟上市共有財産管理組合」を削る。

附 則

この規約は、知事の許可を受け、令和7年4月1日から施行する。

秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

変更後		変更前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
秋田県市町村総合事務組合		秋田県市町村総合事務組合	
鹿角広域行政組合		鹿角広域行政組合	
湯沢雄勝広域市町村圏組合		湯沢雄勝広域市町村圏組合	
本荘由利広域市町村圏組合		本荘由利広域市町村圏組合	
能代山本広域市町村圏組合		能代山本広域市町村圏組合	
大曲仙北広域市町村圏組合		大曲仙北広域市町村圏組合	
三種・八峰養護老人ホーム組合		三種・八峰養護老人ホーム組合	
男鹿地区消防一部事務組合		男鹿地区消防一部事務組合	
男鹿地区衛生処理一部事務組合		男鹿地区衛生処理一部事務組合	
大仙美郷介護福祉組合		大仙美郷介護福祉組合	
湖東地区行政一部事務組合		湖東地区行政一部事務組合	
八郎潟町、井川町衛生処理施設組合		八郎潟町、井川町衛生処理施設組合	
八郎湖周辺清掃事務組合		井川町・潟上市共有財産管理組合	
秋田県後期高齢者医療広域連合		八郎湖周辺清掃事務組合	
		秋田県後期高齢者医療広域連合	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理に係る地方公共団体	共同処理する事務	共同処理に係る地方公共団体	共同処理する事務
構成団体（秋田市及び秋田県後期高齢者医療広域連合を除く。）	（1）常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。）に係る退職手当の支給に関する事務	構成団体（秋田市、 <u>井川町・潟上市共有財産管理組合</u> 及び秋田県後期高齢者医療広域連合を除く。）	（1）常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。）に係る退職手当の支給に関する事務

変更後		変更前	
構成団体（秋田県市町村総合事務組合、本荘由利広域市町村圏組合、三種・八峰養護老人ホーム組合、男鹿地区衛生処理一部事務組合、大仙美郷介護福祉組合、八郎潟町、井川町衛生処理施設組合、八郎湖周辺清掃事務組合及び秋田県後期高齢者医療広域連合を除く。）	(2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金に関する事務 (3) 消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務 (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務 (5) 水防法第45条の規定に基づく水防に従事した者の損害補償に関する事務	構成団体（秋田県市町村総合事務組合、本荘由利広域市町村圏組合、三種・八峰養護老人ホーム組合、男鹿地区衛生処理一部事務組合、大仙美郷介護福祉組合、八郎潟町、井川町衛生処理施設組合、<u>井川町・潟上市共有財産管理組合</u>、八郎湖周辺清掃事務組合及び秋田県後期高齢者医療広域連合を除く。） (2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金に関する事務 (3) 消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務 (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務 (5) 水防法第45条の規定に基づく水防に従事した者の損害補償に関する事務	

変更後		変更前	
	(6) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する事務 (7) 消防職員、非常勤消防団員に対する賞じゅつ金の支給に関する事務		(6) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する事務 (7) 消防職員、非常勤消防団員に対する賞じゅつ金の支給に関する事務
略	(8) 略	略	(8) 略
略	(9) 略	略	(9) 略
略	(10) 略	略	(10) 略

議案第 109 号

あけぼの町町内会館の指定管理者の指定について

北秋田市あけぼの町町内会館条例（平成 26 年北秋田市条例第 29 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

- | | | |
|---|--------------|------------------------------------|
| 1 | 施設の名称 | あけぼの町町内会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体名 | あけぼの町町内会 |
| 3 | 指定管理者の管理運営期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日まで |

令和 6 年 12 月 5 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び北秋田市あけぼの町町内会館条例（平成 26 年北秋田市条例第 29 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、あけぼの町町内会館の管理運営を行わせる指定管理者を指定するため、同法第 244 条の 2 第 6 項及び北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 305 号）第 6 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

議案第 110 号

上小様自治会館の指定管理者の指定について

北秋田市上小様自治会館条例（平成 26 年北秋田市条例第 30 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

- | | | |
|---|--------------|------------------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 上小様自治会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体名 | 上小様自治会 |
| 3 | 指定管理者の管理運営期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日まで |

令和 6 年 12 月 5 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び北秋田市上小様自治会館条例（平成 26 年北秋田市条例第 30 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、上小様自治会館の管理運営を行わせる指定管理者を指定するため、同法第 244 条の 2 第 6 項及び北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 305 号）第 6 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

議案第 111 号

北秋田市妖精の森の指定管理者の指定について

北秋田市妖精の森条例（平成 17 年北秋田市条例第 137 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

- | | |
|----------------|------------------------------------|
| 1 施設の名称 | 北秋田市妖精の森 |
| 2 指定管理者となる団体名 | ぶなの郷あきた株式会社 |
| 3 指定管理者の管理運営期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで |

令和 6 年 12 月 5 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び北秋田市妖精の森条例（平成 17 年北秋田市条例第 137 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、北秋田市妖精の森の管理運営を行わせる指定管理者を指定するため、同法第 244 条の 2 第 6 項及び北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 305 号）第 6 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

議案第 111 号 [資 料]

北秋田市妖精の森の指定管理者の指定について

様式第1号

指定管理者指定申請書

令和 6年 9月 30日

北秋田市長 様

申請者 主たる事務所の所在地 北秋田市米内沢字上強瀬14-1
名 称 ぶなの郷あきた株式会社
代表者職氏名 代表取締役 間杉 政明
電話番号 0186-72-3258 090-4314-0472



北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 公の施設の名称 北秋田市 妖精の森
- 2 公の施設の所在地 北秋田市森吉字桐内沢外 30 国有林 1052 林班内

添付書類

- ① 申請資格を有していることを証する書類等
- ② 業務計画書（様式第2号）
- ③ 収支計画書（令和7年度～令和9年度）
- ④ 申請者の令和6年度収支予算関係書類
- ⑤ 申請者の令和5年度事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類
- ⑥ 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類
- ⑦ 法人にあっては登記事項証明書

旅館業経営許可書

指令鷹保－2465

平成13年10月18日

北秋田郡森吉町米内沢字出向48－10

間杉 政明 様

秋田県鷹巣保健所長 岡村 昌幸



平成13年10月2日付けで申請のあった旅館業の経営については、旅館業法第3条第1項の規定により許可する。

- 1 営業施設の名称 妖精の森 コテージラウル
- 2 営業施設の所在地 北秋田郡森吉町様田字桐内沢国有林第52林班イ小班内
- 3 営業の種類 簡易宿所営業

様式第2号

業 務 計 画 書

施 設 名	北秋田市妖精の森		
団 体 名	ぶなの郷あきた株式会社 (旧ぶなの雫森吉山合資会社)		
代 表 者 名	間杉 政明	設立年月日	平成16年4月1日
団体所在地	秋田県北秋田市米内沢字上強瀬14-1		
電 話 番 号	0186-72-3258	FAX番号	0186-72-3258
E-mail	masugimasaaki@gmail.com		
現在運営している施設名	所在地	運営開始年月日	
北秋田市妖精の森	北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1052林班内	平成13年7月16日	
北秋田市東の又浄水場	北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1052林班内	平成13年7月16日	
北秋田市太平湖グリーンハウス	北秋田市森吉砂子沢国有林1032林班内	平成28年6月1日	
太平湖定期遊覧船運航	太平湖内 (北清水栈橋～小又峡栈橋)	平成28年6月1日	
主 たる 業 務 内 容	1. 北秋田市観光関連施設の管理運営		
	2. 北秋田市観光関連事業への情報発信等		
	3. 北秋田市観光関連道路の除雪受託		
	4. 北秋田市観光関連施設の維持管理		
	5. その他北秋田市観光関連事業に付託するすべて		
従 業 員 数 (総 人 員)	当該施設3名/全社7名 (臨時雇用含む)		

(1) 施設利用に関する平等性の確保に関する計画

① 施設の役割を踏まえた平等な利用の確保に関する運営方針

施設運営において、施設利用者に対し、恣意的な格差および個人的理由での不当な扱い、健常者と障害者の差別、人種の差別などの、意図的なサービスの質、入場の制限等、設置目的から逸脱をいたしません。

指定管理者として、公の施設としての念頭において、親切丁寧な対応を心がけるとともに、利用者への不快な思いを根絶するために、必要な社員を配置教育して利用者の平等な利用の確保につとめます。

② 施設の利用の制限及び取消しに関する運用方針

- 1 北秋田市妖精の森条例および条例に基づく規則に違反した場合
- 2 指定管理者の指示した事項に違反した場合
- 3 施設の管理運営上、やむを得ない事情が生じた場合
- 4 交通規制および線状降水帯等の気象変化
- 5 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力の関係者の場合

(2) 施設運営に関する計画

① 施設運営の基本方針

妖精の森および周辺施設を管理する上での第一は安全でございます。法令順守はもちろんの事ですが、付帯施設もたくさんございますし、野趣あふれる環境下に位置する場所でもございますので利用者の安全をサービスの最上業務に位置づけ、施設の保守点検、警備、保安、環境美化等の必要業務を励行するとともに施設管理運営を行います。

② 施設利用者の増加及びサービスの向上に資するための方策

ア) 施設利用者の増加方策

1. HPを通じ全国に豊かな自然環境下にある施設であることをPRする。
2. FTAエージェントを活用しながら、誘客に努める。
3. HPの閲覧回数を増やすことに努力します。(SEO対策、保有メール数の確保)
4. さまざまな自然体験プランを用意して誘客に努める。(きのこ、くわがた虫)
5. ファミリーで遊べる遊具、施設を用意してリピーターを増やす。(新設パークゴルフ72)
6. ペットといっしょに泊まれる宿泊施設として施設整備するとともに関連情報の拡大を図ります。
7. ドックラン、ドックアジリティー、県ペット宿HPと連携
8. 森吉山阿仁ゴンドラおよび地域内宿泊施設との連携プランの実施
9. 自家製山葡萄酒の製造および無料試飲提供
10. 山岳関連団体との協力(自家用車回送サービス)

イ) サービス向上の施策

1. 設備安全点検の確実な励行を実施するとともに清潔に心がけます。
2. 雨天時対策として、室内でのウッドクラフト作り
3. 外で遊べる子供用のおもちゃの整備(バトミントン・ボール等)

ウ) 新型コロナウイルス感染症対応方針

1. 日本旅館ホテル衛生同業組合監修のガイドラインを遵守いたします。

③ 同様の施設の運営実績

北秋田市森吉山荘 平成23年4月1日から令和3年3月31日まで

北秋田市クウンス森吉 平成28年10月1日から令和3年3月31日まで

④ 施設の運営等に必要な職員確保(配置方針、計画)及び職員の資質向上の方策

施設維持管理者(管理全般)	1名	※管理運営責任者
施設管理運営係	1名	
施設運営補助係	1名	

⑤ 利用者からの要望、意見又は苦情への対応

利用者からの要望、ご意見につきましては、アンケートの実施をするとともに、できるだけ早く事案解決に向けて努力いたします。

施設整備等指定管理以外の要望意見については、北秋田市と情報共有させていただきます。

利用者からの苦情への対応につきましては、迅速なスピード対応をいたします。改善できることは、すぐにでも改善します。

⑥ 関連する施設及び関係機関、地域、その他の事業等との連携

- 警備、安全について・・・北秋田警察署森吉幹部交番および阿仁前田派出所との緊急時連絡体制で管理運営に努めます。
- 防災、救助について・・・北秋田市消防本部および西統合分署との緊急時連絡体制で管理運営に努めます。
- 遭難等救助について・・・北秋田山岳協会（会長 金沢聡）、北秋田市民病院との緊急時連絡体制で管理運営に努めます。
- 近隣施設との連携について・・・森吉山ダム広報館、阿仁スキー場、テレマーク山荘、柚温泉等の各施設と情報交換を行い、森吉山を中心とした各施設の連携をとっていきたいと思います。
- 情報の共有および連絡体制・・・北秋田市観光文化スポーツ部観光課と連携をとりながら北秋田市内により多くの観光客が訪れるよう努力します。

⑦ 日常の安全管理及び緊急時の対応

1. 日常の安全管理については、日々の点検、法令上の保守点検を守るとともに、自然災害が見込まれる時は、避難、入場制限等の措置をとります。

2. 緊急時の対応

- 防火管理者・・・間杉日出子（取締役）（北秋田市消防長一206号）
佐藤 俊英 （非難誘導および通報係）
間杉 政明 （初期消火および非難誘導係）

3. 年間1回の防火訓練通報訓練等を実施します。

⑧ 個人情報の管理体制

※ 北秋田市個人情報保護条例を遵守します。

(3) 施設設備等の管理に関する計画

① 収支計画の内容、的確性

- 1) 収入につきましては、令和5年度から令和6年度の条例に基づく収入を参考にいたしました。進捗率については、令和7年度において、北秋田市条例の範囲内において、利用料金の改正（光熱燃料費の値上がり分）を予定いたしております。約5%の収入増加を期待するものです。
- 2) 支出につきましては、人件費を抑制をしながらも、光熱水費、燃料費の増加が予想されますが、掛かる経費の見直しを図りながら運営していきます。

② 施設の管理経費の縮減に関する方策

- さりげないセルフサービスの導入を図り清掃人件費の縮減を図る。
- 再任用制度の拡充を図り、人件費を抑制する。
- 山菜きのこを採取し、仕入経費の抑制を図る。
- ガス暖炉（雰囲気をよくする）は非常にガス代経費のかかりましになるため、使用を控えるようにお願いする。

③ 施設の管理業務のうち外部委託の範囲

1. 管理棟（ロッジ森吉火災報知機等の消防設備点検報告）	専門的であるため
2. 施設全体の電気設備の点検報告	専門的であるため
3. フィールドアスレチック施設の安全管理および解体	専門的であるため
4. 害虫駆除	専門的であるため
5. 水質検査委託	専門的であるため
6. コテージ給湯暖房機の定期点検	特殊作業であるため
7. ロッジ森吉および妖精の森キャンプ場浄化槽保守点検報告	特殊作業であるため
8. マウンテンバイクの保守点検	専門的であるため
9. コテージ他20施設の雪おろし作業	危険業務であるため

④ 物品等の調達時における市内事業者の活用方策

専門的分野以外は基本的に市内業者内に発注しております。

(4) 団体の概要

① 団体の経営理念及び財政状況等

※ 経営理念3か条

- お客様第一に徹するとともにQSC+1Hを磨く
(クオリティー・サービス・クリンネス) + (ホスピタリティー)
- 常に改善、改善なくして発展なし
- 会社の発展を通じ、北秋田市に貢献する。

※ 財政状況は別紙決算諸表参照してください。

② 監査（外部監査、内部監査、第三者評価等）の実施状況と結果

- 外部監査は決算時に八代智子税務会計事務所において会計伝票、法人会計システム会計帳簿類、領収証書等の税務会計監査および経営指導評価をいただいております。
- インボイス制度導入により、新法人会計システムの会計処理への対応の実施。
- 内部監査を含む事業内連絡会議を月に1度定期的に行っております。
- 業務日誌、運航日誌等の管理確認作業を連絡会議内で行っております。

(5) その他特記事項

① 他の団体と比較して優れている事項等

平成13年から妖精の森施設を22年以上、管理運営をいたしておりますので、施設全体の把握、利用者からの評価等、大過なく運営をいたしており、法人税、事業税、県税、市税、消費税等の未払いもありません。

② 地域における観光事業戦略

森吉スキー場が廃止になり、核となる施設が無くなることで、冬季間の休業になりましたが、森吉高原からの登山利用者、四季美湖ダム見学者、奥森吉地域観光客等の森吉山にまたがる宿泊施設として、北秋田市内の宿泊施設と連携し、宿泊利用者の確保に努めます。

③ 地域住民・地域事業者等との連携及び経済効果

- 四季美湖まつりへの協力
- 北秋田市民への割引制度の導入
- 北秋田市観光物産協会との連携
- 北秋田市商工会観光サービス部会との連携および協力

④ 地域の雇用促進への方策（現在勤務している職員の継続雇用への考慮）

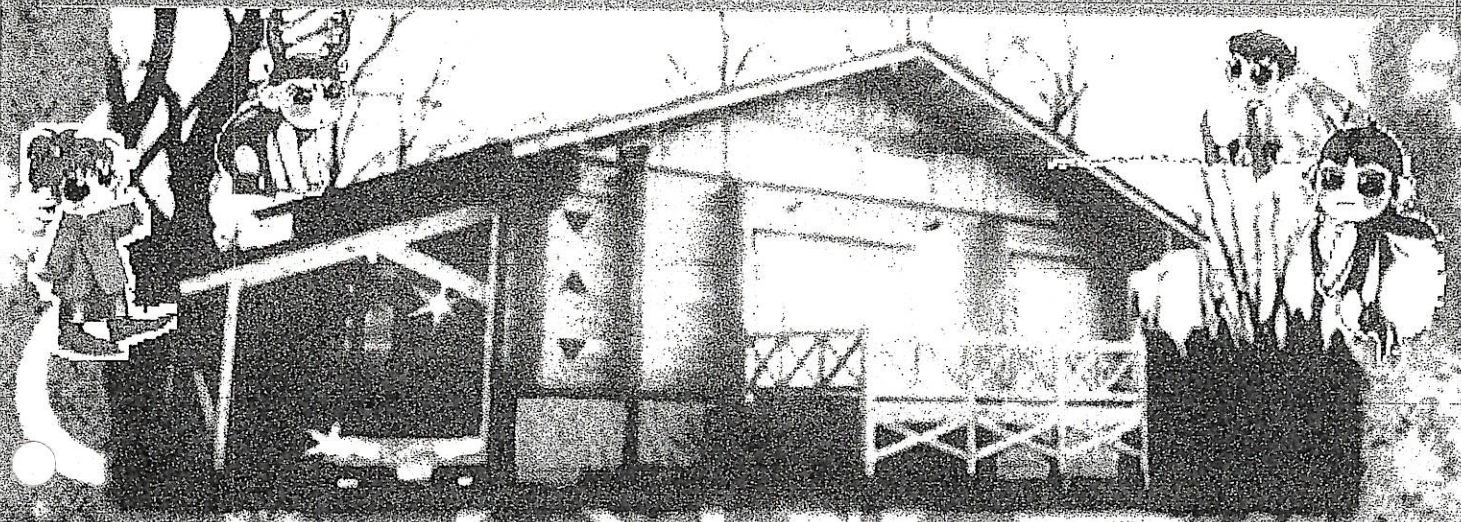
当社で勤務していただいている方の継続雇用を確保します。

⑤ その他、特記すべき事項があれば記載して下さい。

- 1 管理棟「ロッジ森吉」のトタン屋根が継ぎはぎ補修ですので、錆び等がある箇所に積雪が溜まり、谷屋根部分の痛みが激しい状態ですので、屋根全体の補修等のご検討をお願いします。
- 2 山葡萄酒やどぶろくを自家製造し、コテージ宿泊利用者に無料配布等を実施してきましたが、なにぶん素人の調整ですので、試飲していただきご指導ご評価を賜りたく存じます。

ようこそ！コテージラウルへ

ご利用いただきましてありがとうございます。森の優しさに包まれながら、ごゆっくりとおくつろぎくださいませ...



ゴミ分別のお願い☆ ☆火の元にご注意を☆

可燃ゴミ	ビニール類・アルミ箔・プラスチック・紙類・木類他
不燃ゴミ	瓶・カン・金属類・ペットボトル
生ゴミ	残食材他
資源ゴミ	段ボール・新聞・雑誌類



チェックイン 15:00 ~ / チェックアウト ~ 10:00

ペット同伴のお客様へ

浴室と寝室にはペットを入れないでください。

・放し飼いはしないでください。

・ドックラン施設をご利用ください。(無料)



室内のお電話について

外線はできません

管理棟内線

20時前までは番以降30番

退去の際は、シューズとルームキーの返却をお願いします。

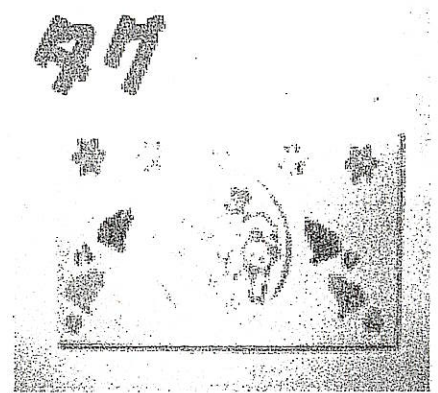
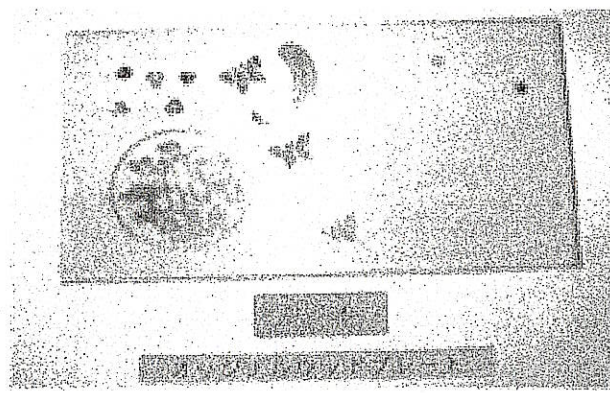
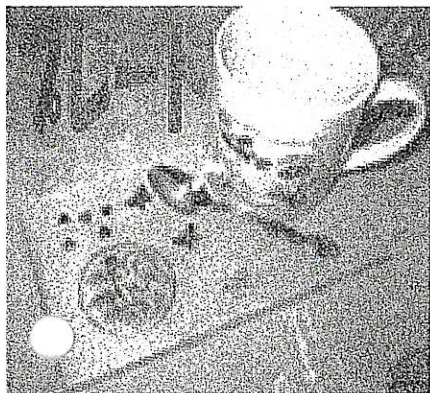
無料 やってみよう! やってみよう! おすすめ

親子で楽しもう! 屋内体験コーナーのご案内

ロッジ森吉（コテージ受付）にて、無料体験コーナーを設置しております。
ご宿泊の記念にぜひご利用ください。

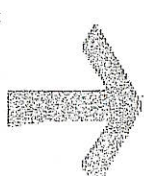
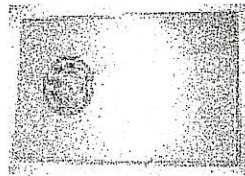
なお、体験の際にはロッジ内のスタッフにお声かけくださいませ。

オリジナルウッドプレートorウッドタグ作成体験



妖精の森オリジナルの工作体験ができます。
プレートorタグの作成です。自分だけの素敵な
オリジナル作品を作ろう!

バンタン!



板をもらう

焼印を押す

デコレーション

完成!

～お知らせ～

ロッジにて、バスケットボール・サッカーボール・野球ボールなどを
無料貸出しております。お気軽にご利用くださいませ。

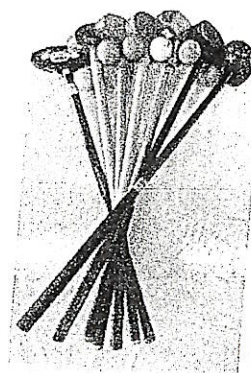
妖精の森 ラウル



ゲートパークコース

1,200m par 72

- ★コテージ・キャンプ場利用者はTADAです
- ★道具は管理等にあります。
- ★18ホールで1時間位かかります。
- ★熱中症にご注意ください。



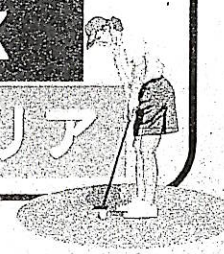
☆彡☆彡 注意事項 ☆彡☆彡

1. ボール紛失時 **200円** 負担してください。
2. コース出る前に練習をしてください。
3. クラブは腰あたりまで（大振り禁止）。
4. スコアカードは100円をご負担をお願いします。

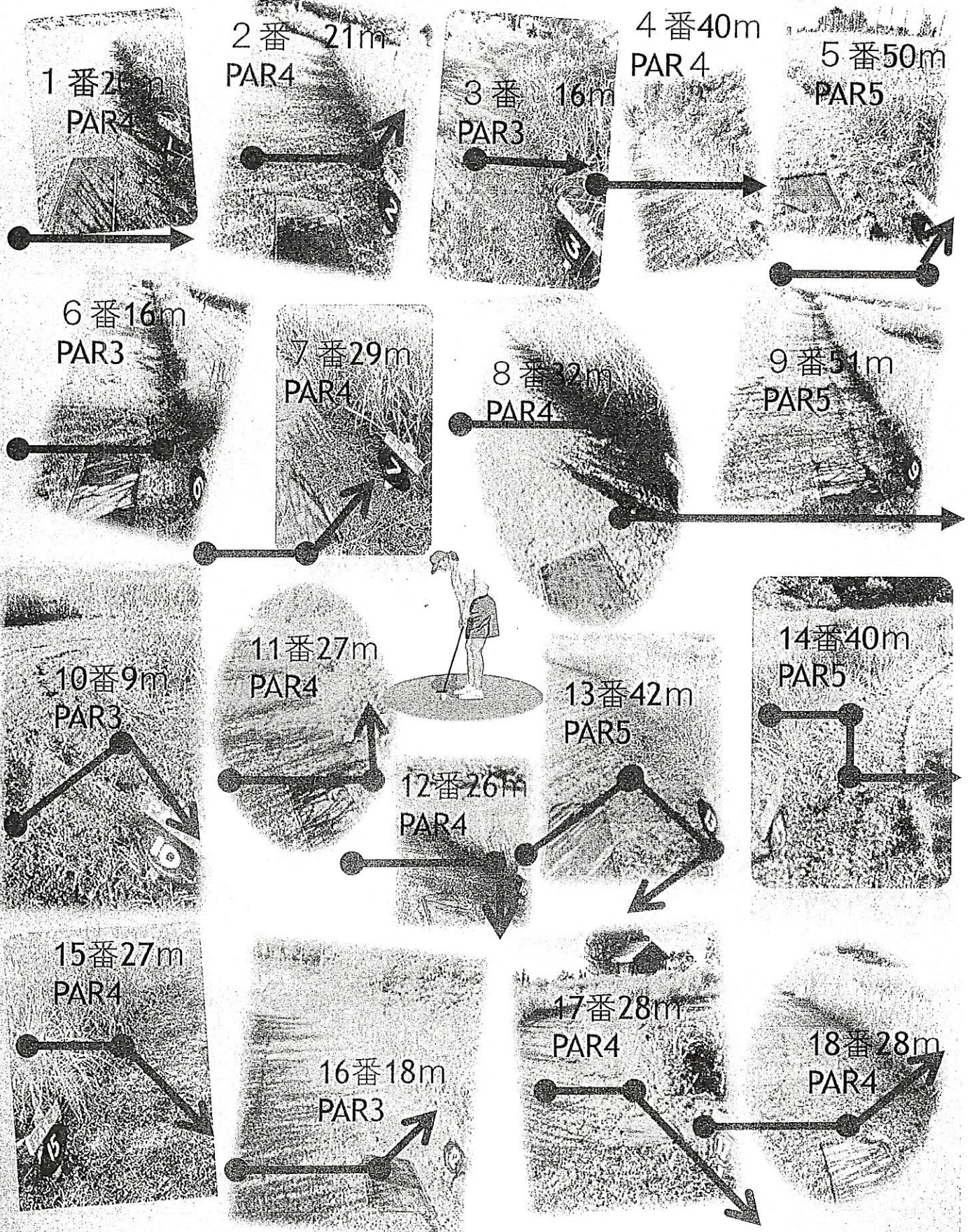
★○★ ローカルルール ★○★

ボールは横に50cm動かしてOK

ゲートに玉が半分入った時点でクリア



ゲートパークコース PAR72



ごゆっくりお楽しみください。 妖精の森スタッフ一同



ご案内（森吉高原キャンプ場）

森吉高原キャンプ場は、360度ブナの原生林に囲まれた自然豊かなキャンプサイトです。夏は涼しく快適に過ごすことができ、大自然の息吹を身近に感じられるキャンピングを楽しめます。

エリア内には駐車場、遊歩道、炊事場、バンガロー、あずまやなどの施設が整っています。キャンプ用品の貸出しや食料品・飲料等の販売も行なっております。是非、ご利用ください。

ご案内（きのこ村）

平成14年からこつこつと「なめこ」ほだ木の植菌作業をいたしまして、現在は約10,000本になりました。

秋には「きのこ狩り」が楽しめますし、収穫したなめこを販売もしております。

ご試飲連絡表

FAX番号 76-2223

品名 山葡萄酒

1 山葡萄酒の味について

1 おいしい 2 ややおいしい 3 ふつう 4 ややまずい 5 まずい

2 お酒感について

1 きつい 2 ややきつい 3 ふつう 4 ややうすい 5 うすい

3 色合いについて

1 よい 2 ややよい 3 ふつう 4 ややよい 5 わるい

4 どのようにして試飲しましたか？

1 ストレート 2 ロック 3 炭酸割り 4 その他 ()

5 5年熟成ですがお酒の若さ感はいかがですか？

1 ちょうどよい 2 まだ若い 3 渋すぎる 4 その他 ()

6 商品化になると思いますか？

1 なる 2 ならない 3 わからない

自由記述欄

ご協力ありがとうございました

(6) 収支計画

【令和7年度】

(単位：千円)

	科目	金額	積算内訳
収入の部	施設利用料	9,300	コテージ9,200 テニス 5 BBQハウス 5
			テント持込 55 ロッジ森吉 20 その他 15
	収益活動収入		
	売店	260	レンタル用品他
	食事	2,700	朝食他
	雑収入	10	キャンセル料他
	指定管理料	4,775	
	収入合計 A	17,045	
支出の部	仕入費	1,100	食事 1080 売店等 20
	役員報酬	4,000	管理者 4000
	給与手当	3,200	社員2名 200×8か月×2名
	賞与	600	
	雑給	100	
	法定福利費	1,064	14%
	福利厚生費	100	研修費用
	旅費交通費	100	
	教育採用費	10	
	委託費	650	リネン洗濯代
	通信費	600	電話、インターネット等の経費
	交際費	100	慶弔費等
	原価償却費	10	
	賃借料	30	コピー機器使用料他
	保険料	30	施設賠償責任保険
	修繕費	500	
	水道光熱費	2,000	電気代他
	消耗品費	700	洗剤他
	租税公課費	500	消費税他
	運賃	10	
	事務用品費	75	
	広告宣伝費	250	
	支払手数料	600	浄化槽管理委託他
	諸会費	100	県観光連盟、日本オートキャンプ場協会費他
	新聞図書費	32	
	車輛費	300	軽トラ
	印刷製本費	10	
	販売促進費	150	利用者への粗品等
	雑費	124	
	合計	17,045	
収支 (A - B)		0	
指定管理料の根拠と考え方			収入額から支出額を差し引き後、補填を必要とする経費

※項目の欄には人件費、光熱水費、消耗品費、通信運搬費等の項目毎に記載してください。

※1件50万円未満の修繕費の支払予定額の総額は他と区別して記載してください。

※記入欄が不足する場合は、様式を修正し欄の追加等を行ってください。

※年度毎に作成してください。

(6) 収支計画

【令和8年度】

(単位：千円)

	科目	金額	積算内訳
収入の部	施設利用料	9,400	コテージ9,300 テニス 5 BBQハウス 5
			テント持込 55 ロッジ森吉 20 その他 15
	収益活動収入		
	売店	260	レンタル用品他
	食事	2,700	朝食他
	雑収入	10	キャンセル料他
	指定管理料	4,775	
	収入合計 A	17,145	
支出の部	仕入費	1,100	食事 1080 売店等 20
	役員報酬	4,000	管理者 4000
	給与手当	3,200	社員2名 200×8か月×2名
	賞与	700	
	雑給	100	
	法定福利費	1,106	14%
	福利厚生費	100	研修費用
	旅費交通費	100	
	教育採用費	10	
	委託費	650	リネン洗濯代
	通信費	600	電話、インターネット等の経費
	交際費	100	慶弔費等
	原価償却費	10	
	賃借料	30	コピー機器使用料他
	保険料	30	施設賠償責任保険
	修繕費	500	
	水道光熱費	2,000	電気代他
	消耗品費	700	洗剤他
	租税公課費	500	消費税他
	運賃	10	
	事務用品費	75	
	広告宣伝費	250	
	支払手数料	600	浄化槽管理委託他
	諸会費	100	県観光連盟、日本オートキャンプ場協会費他
	新聞図書費	32	
	車輛費	300	軽トラ
	印刷製本費	10	
	販売促進費	150	利用者への粗品等
	雑費	82	
	合計	17,145	
収支 (A - B)		0	
指定管理料の根拠と考え方			収入額から支出額を差し引き後、補填を必要とする経費

※項目の欄には人件費、光熱水費、消耗品費、通信運搬費等の項目毎に記載してください。

※1件50万円未満の修繕費の支払予定額の総額は他と区別して記載してください。

※記入欄が不足する場合は、様式を修正し欄の追加等を行ってください。

※年度毎に作成してください。

(6) 収支計画

【令和9年度】

(単位：千円)

	科目	金額	積算内訳
収入の部	施設利用料	9,500	コテージ9,400 テニス 5 BBQハウス 5
			テント持込 55 ロッジ森吉 20 その他 15
	収益活動収入		
	売店	260	レンタル用品他
	食事	2,700	朝食他
	雑収入	10	キャンセル料他
	指定管理料	4,775	
	収入合計 A	17,245	
支出の部	仕入費	1,100	食事 1080 売店等 20
	役員報酬	4,000	管理者 4000
	給与手当	3,200	社員2名 200×8か月×2名
	賞与	800	
	雑給	100	
	法定福利費	1,120	14%
	福利厚生費	100	研修費用
	旅費交通費	100	
	教育採用費	10	
	委託費	650	リネン洗濯代
	通信費	600	電話、インターネット等の経費
	交際費	100	慶弔費等
	原価償却費	10	
	賃借料	30	コピー機器使用料他
	保険料	30	施設賠償責任保険
	修繕費	500	
	水道光熱費	2,000	電気代他
	消耗品費	700	洗剤他
	租税公課費	500	消費税他
	運賃	10	
	事務用品費	75	
	広告宣伝費	250	
	支払手数料	600	浄化槽管理委託他
	諸会費	100	県観光連盟、日本オートキャンプ場協会費他
	新聞図書費	32	
	車輛費	300	軽トラ
	印刷製本費	10	
	販売促進費	150	利用者への粗品等
	雑費	68	
	合計	17,245	
収支 (A - B)		0	
指定管理料の根拠と考え方			
収入額から支出額を差し引き後、補填を必要とする経費			

※項目の欄には人件費、光熱水費、消耗品費、通信運搬費等の項目毎に記載してください。

※1件50万円未満の修繕費の支払予定額の総額は他と区別して記載してください。

※記入欄が不足する場合は、様式を修正し欄の追加等を行ってください。

※年度毎に作成してください。

令和6年度 ぶなの郷あきた株式会社 収支計画書

(単位：千円)

	大科目	中科目	小科目	金額	積算内訳
収入の部	売上高	妖精の森	施設収入	9,200	
			食事収入	3,000	
			その他	100	売店および貸し出し収入
			指定管理料	4,520	
		太平湖遊覧船	運航収入	3,740	
			その他収入	30	売店収入
		東の又浄水場	受託収入	1,346	
		太平湖GH	受託収入	2,750	
		東の又線除雪	受託収入	3,300	
		湯ノ岱線除雪	受託収入	2,000	
		森吉山荘除雪	受託収入	1,300	
	営業外収入	太平湖遊覧船	補助金収入	2,500	
		雑収入	雑収入	10	
	収入合計			33,796	

	科 目	金額	積算内訳
支出の部	仕入費	900	原価率 30%
	役員報酬	6,600	役員 2 名
	給与手当	10,000	社員 1 名 臨時雇 5 名
	賞与	200	
	雑給	200	
	法定福利費	2,100	
	福利厚生費	150	
	旅費交通費	30	
	教育採用費	10	
	委託費	900	害虫駆除他
	通信費	550	
	交際費	300	
	原価償却費	300	
	賃借料	900	クリーニング代他
	保険料	1,350	積み立て保険料含む
	修繕費	1,500	妖精500/遊覧船500/除雪車500
	水道光熱費	2,200	免税軽油他
	消耗品費	700	
	租税公課費	330	消費税他
	運賃	20	
	事務用品費	170	太平湖遊覧船HP含む
	広告宣伝費	300	ラジオ等
	支払手数料	780	FTA送客手数料他
	諸会費	183	秋田県観光連盟他
	新聞図書費	89	
	車輛費	1,100	除雪車/軽トラ他
	印刷製本費	120	乗船券他
	販売促進費	40	
	地代家賃	606	事務所借上代
	雑費	168	
	支出合計	32,796	
収支 (A - B)		1,000	

決 算 報 告 書

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月 31日

ぶなの郷あきた 株式会社

秋田県北秋田市米内沢字上強瀬14-1

貸 借 対 照 表

(単位：円)

ぶなの郷あきた 株式会社

令和 6年 3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 34,812,836】	【流 動 負 債】	【 3,385,196】
現金及び預金	32,082,294	未 払 金	2,146,616
前 渡 金	19,251	未 払 費 用	980,000
仮 払 金	86,589	仮 受 金	222,780
未 収 入 金	1,983,180	未 払 法 人 税 等	35,800
前 払 費 用	641,522	【固 定 負 債】	【 23,940,000】
【固 定 資 産】	【 19,860,799】	長 期 借 入 金	23,940,000
(有形固定資産)	(1,867,768)	負 債 の 部 計	27,325,196
車 両 運 搬 具	1,612,847	純 資 産 の 部	
工 具 ・ 器 具	254,921	【株 主 資 本】	【 27,348,439】
(投資その他の資産)	(17,993,031)	[資 本 金]	[10,000,000]
投資有価証券	97,849	[利 益 剰 余 金]	[17,348,439]
保 証 金	415,000	(その他利益剰余金)	(17,348,439)
保 険 積 立 金	17,480,182	繰越利益剰余金	17,348,439
		(うち当期純利益)	(2,658,485)
		純 資 産 の 部 計	27,348,439
資 産 の 部 計	54,673,635	負債・純資産の部計	54,673,635

損 益 計 算 書

(単位：円)

自 令和 5年 4月 1日

ぶなの郷あきた 株式会社

至 令和 6年 3月31日

科 目	金 額	
【売 上 高】		
売 上 高	26,991,703	26,991,703
【売 上 原 価】		
仕 入 高	862,524	
合 計	862,524	862,524
売 上 総 利 益		26,129,179
【販売費及び一般管理費】		33,863,923
営 業 利 益		△7,734,744
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	581	
投資有価証券売却益	14,639	
雑 収 入	11,414,592	11,429,812
【営 業 外 費 用】		
支払利息割引料	317,181	
雑 損 失	29,600	346,781
経 常 利 益		3,348,287
【特 別 損 失】		
固定資産除却損	2	2
税引前当期純利益		3,348,285
法 人 税 等		689,800
当 期 純 利 益		2,658,485

販売費・一般管理費内訳書

(単位：円)

自 令和 5年 4月 1日

ぶなの郷あきた 株式会社

至 令和 6年 3月31日

科 目	金 額	
役 員 報 酬	6,360,000	
給 料 手 当	10,878,340	
法 定 福 利 費	2,092,949	
福 利 厚 生 費	147,062	
教 育 研 修 費	3,073	
雑 給	60,000	
広 告 宣 伝 費	122,727	
荷 造 運 賃	13,677	
販 売 促 進 費	35,714	
印 刷 製 本 費	18,500	
水 道 光 熱 費	1,685,376	
燃 料 費	311,261	
事 務 用 品 費	57,459	
消 耗 品 費	606,137	
借 上 料	424,182	
保 険 料	2,657,555	
修 繕 費	1,516,369	
租 税 公 課	287,654	
減 価 償 却 費	993,992	
接 待 交 際 費	397,097	
旅 費 交 通 費	30,244	
通 信 費	648,805	
支 払 手 数 料	772,014	
外 注 費	987,000	
諸 会 費	182,600	
新 聞 図 書 費	88,407	
地 代 家 賃	606,000	
リ ー ス 料	485,584	
車 輜 費	1,160,453	
寄 付 金	36,000	
雑 費	197,692	
合 計		33,863,923

株主資本等変動計算書

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月31日

(単位:円)

ぶなの郷あきた 株式会社

ふなの郷あきた株式会社	株 主 資 本										新株予約権	純資産合計
	株 本			資 本				株 主 資 本		評価・換算 差額等合計		
	資 本 金	資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金	その 他の 資本剰余金	利 益 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利益剰余金	株 合				
									自 己 株 式			
当期首残高	10,000,000						14,689,954		24,689,954			24,689,954
当期変動額												
当期純利益							2,658,485		2,658,485			2,658,485
当期変動額合計							2,658,485		2,658,485			2,658,485
当期末残高	10,000,000						17,348,439		27,348,439			27,348,439

	利 益 剰 余 金 の 内 訳	
	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当期首残高	14,689,954	14,689,954
当期変動額		
当期純利益	2,658,485	2,658,485
当期変動額合計	2,658,485	2,658,485
当期末残高	17,348,439	17,348,439

個 別 注 記 表

自 令和 5年 4月 1日

ぶなの郷あきた 株式会社

至 令和 6年 3月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料・商品・貯蔵品……最終仕入原価法による原価法

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産除く)……建物は定額法、建物以外は定率法

無形固定資産(リース資産除く)……定額法

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式で計上している。

定 款

ぶなの郷あきた株式会社

平成16年 4月 1日 会社成立
平成26年12月24日 本店移転
平成28年 4月 1日 合資会社より組織変更

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ぶなの郷あきた株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 北秋田市の行政施設の指定管理者受託事業
2. 旅館業及び簡易旅館業の経営
3. 飲食店営業、売店の経営
4. 観光利用者の輸送に関わる事業
5. 観光道路の除雪に関わる事業
6. 前各号に附帯する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を秋田県北秋田市米内沢字上強瀬14番地1に置く。

(公 告)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、4,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。

(端株制度)

第8条 当社は、1株に満たない端数は端株として、これを端株原簿に記載しないものとする。

(名義書換)

第9条 株式の取得により名義書換を請求するときは、譲受人と株主又はその一般承継人が、所定の請求書に署名又は記名押印し、共同で申請しなければならない。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の各号の書面を提出した場合には、株式を取得した者が単独で名義書換の請求をすることができる。
 1. 株主又はその一般承継人に対する、株式取得者への名義書換の意思表示を

すべきことを命ずる確定判決

2. 株主又はその一般承継人が株式取得者への名義書換の意思表示をする旨を記載した和解調書、その他確定判決と同一の効力を有する書面
3. 譲渡制限会社の株式の先買権者が、譲渡承認請求をした株主または株式取得者に代金の支払があったものとみなされる供託をしたことを証する書面
4. 株式取得者が、株主の相続人その他の一般承継人であることを証する書面
(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

② 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても、前項に準ずる。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会における株主の権利を行使すべき株主とする。

② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ通知して基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び質権者又はその法定代理人、若しくは代表者は当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。ただし、署名のある外国人は、署名をもって印鑑に代えることができる。

② 前項に掲げる者が日本国内に住所及び居所を有しないときは、日本国内に仮住所を定め、住所に代えてこれを届け出又は日本国内に住所若しくは居所を有する代理人につき前項の届出をしなければならない。

③ 前2項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更された事項を届け出なければならない。

(提出書類に使用すべき印鑑等)

第14条 当会社に提出する書類には、前条の規定により届出をした印鑑又は署名を用いなければならない。届出印を捺印できないときは、実印を捺印し、その印鑑証明書(作成後3ヶ月以内のもの)も添えて提出しなければならない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時

株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(代理人)

第18条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

② 代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印する。ただし、電磁的記録により作成する場合においては、電子署名にて行う。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第21条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。

② 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は就任後10年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第23条 当会社には、代表取締役社長1名及び必要に応じて専務取締役並びに常務取締役若干名を置く。これらは、取締役の決議により取締役の中から選任する。

② 代表取締役社長は当会社を代表する。

(業務執行)

第24条 代表取締役社長は当会社の業務を統括し、専務取締役は代表取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は代表取締役社長を補佐してその

業務を分掌する。

- ② 代表取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。

第5章 計 算

(営業年度)

第25条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

- ② 決算は、毎営業年度末に行う。

(利益配当)

第26条 利益配当金は、毎営業年度末日における株主名簿に記載、記録された株主又は質権者に配当する。

- ② 前項の利益配当金は、その支払提供の日から満2年を経過しても受領のないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

第6章 付 則

(設立に際し発行する株式)

第27条 当会社の組織変更に伴う設立に際して発行済株式総数は、1,000株とし、その発行価額は1株につき10,000円とする。

(最初の営業年度)

第28条 当会社の第1回の営業年度は、会社成立の日から平成29年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第29条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、その就任後10年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結に至るまでとする。

上記定款は、秋田県北秋田市米内沢字上強瀬14番地1ぶなの雲森吉山合資会社の組織を変更して株式会社とするにつき作成したものであって、組織変更が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

平成28年 4月 1日

秋田県北秋田市米内沢字上強瀬14番地1
ぶなの郷あきた株式会社
代表取締役 間杉 政明

履歴事項全部証明書

秋田県北秋田市米内沢字上強瀬14番地1
ぶなの郷あきた株式会社

会社法人等番号	4100-03-001375
商号	ぶなの郷あきた株式会社
本店	秋田県北秋田市米内沢字上強瀬14番地1
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成16年4月1日
目的	1. 北秋田市の行政施設の指定管理者受託事業 2. 旅館業及び簡易旅館業の経営 3. 飲食店営業、売店の経営 4. 観光利用者の輸送に関わる事業 5. 観光道路の除雪に関わる事業 6. 前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	4000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株
資本金の額	金1000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 間 杉 政 明
	取締役 間 杉 日 出 子
	秋田県北秋田市米内沢字上強瀬14番地1 代表取締役 間 杉 政 明
登記記録に関する事項	平成28年4月1日ぶなの零森吉山合資会社を組織変更し設立 平成28年 4月 1日登記

秋田県北秋田市米内沢字上強瀬14番地1
ぶなの郷あきた株式会社



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(秋田地方法務局管轄)

令和 6年 3月 5日

秋田地方法務局大館支局
登記官

高 松 伸 行



整理番号 サ269529

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

